

2019 年度

一般社団法人日本社会福祉学会

関東地域ブロック研究大会

大会テーマ：社会福祉学教育と専門職養成

抄録集

開催日：2020年3月8日（日）

会場：駒澤大学駒沢キャンパス

※ 2019 年度研究大会の中止と 自由研究報告の扱い

2019 年度一般社団法人日本社会福祉学会関東地域ブロック研究大会（開催日：2020 年 3 月 8 日 [日]，会場：駒澤大学駒沢キャンパス）は，新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大を受け，中止となりました。

エントリーのあった自由研究報告については，抄録集原稿をホームページで公開することで，公知となることから，「成立」したもののとして扱います。

自由研究報告一覧

研究報告部門

	所属	氏名	会員番号	主題	副題
1	立教大学大学院	末崎 比呂義	9067	ニュージーランドにおける体罰禁止法の政策形成過程	児童権利擁護団体の活動・運動に着目して
2	介護保険学び舎	越川 文雄	8427	法人後見監督の在り方	米における後見 NPO による財産搾取報道に学ぶ
3	和洋女子大学家政学部	清水 冬樹	6541	子どもの権利を基盤とした児童福祉における市民の位置づけ	東日本震災で被災した子ども・若者への支援を手がかりに
4	東洋大学大学院	麗 麗	9288	中国の農村地域における親不在の子どもへの気持ちに関する研究	内モンゴル自治区の農村留守児童調査を手がかりにして
5	鶴見大学短期大学部	木口 恵美子	6371	知的障害者の意思決定支援に向けた ICT 活用の現状と課題	
6	東京福祉大学留学生教育センター	山脇 敬子	6145	留学生に対する社会福祉教育の課題	多文化環境の学生へのアンケート調査・分析から
7	東洋大学	岩田 千亜紀	8828	発達障害圏の母親を対象とした解決志向型グループワークの効果検証	
8	江戸川学園おおたかの森専門学校	宮武 正明	6845	子どもの貧困と現場からの提案、国（内閣府等）の施策の経緯	貧困の連鎖・学習支援・子どもの居場所・給付型奨学金

萌芽的研究報告部門

	所属	氏名	会員番号	主題	副題
1	神奈川県立保健福祉大学	打越 友実	9370	「クライアントの判断能力の程度に応じた自己決定」についての考察	バイステックの4文献の比較を通して

2	北海道医療大学大学院	米田 政葉	8824	ひきこもり経験に関するケース・コントロール研究	
3	首都大学東京	松村 智史	9043	ソーシャルワーク専門職としての社会福祉士のあり方と養成に関する一考察	厚生労働省社会保障審議会（福祉部会福祉人材確保専門員会）の議論に着目して
4	首都大学東京大学院	小山 宰	9663	保健医療福祉の統合ケアシステムにおける住民参加概念の変遷に関する一考察	
5	群馬医療福祉大学社会福祉学部	新藤 健太	8608	知的障害者の地域移行・地域定着支援におけるプログラム理論の検討	文献レビューと GP 事例調査による暫定版プログラム理論の作成
6	大妻女子大学人間関係学部	藤本 優	8935	知的障害者の地域移行支援における移行先地域へのアプローチに関する研究	先行研究と先進的事例調査の分析を通じて
7	目白大学	金 在根	7611	日韓における高齢と障害を共に有する者の生活課題への一考察	「あきらめ」の概念から
8	上智大学大学院	韓 詩睿	岡知史 248	中国における都市部独居女性高齢者へのインフォーマルな支援の現状	遼寧省瀋陽市でのインタビュー調査を踏まえた
9	日本社会事業大学大学院	西村 聡彦	9491	アメリカにおける「ピア従事者」の実装（Implementation）の現状と課題	ピアスペシャリスト文献のレビューから
10	社会福祉振興・試験センター	長縄 洋司	9223	12 ステップ系セルフヘルプグループの日本における文化間適応	
11	北海道医療大学大学院	米田 龍大	9312	いじめ被害経験を有する学生のレジリエンス資源に関する性別検討	
12	鉄道弘済会	赤木 拓人	9134	特別養子制度の目的と課題	民法等の一部改正を受けて
13	日本社会事業大学大学院	吉田 美玖	申請中	知的障害者の地域移行支援における職員の認識に関する研究	知的障害者の地域移行支援を促進・阻害する要因についての分析
14	群馬医療福祉大学	鈴木 秀夫	4162	精神科病院における治療共同体を基盤とした効果的支援モデルの検討	GP 事例調査による暫定版プログラム理論の作成

15	日本社会事業大学大学院	大原 さやか	9478	就労継続支援 B 型事業所における精神障害者【移行滞留型】が一般就労へ移行するための必要な支援の理論的検討	精神障害者ケアマネジメントに心理社会的支援を取り入れて
16	日本社会事業大学大学院	仁科 雄介	9489	精神障害のある方の家族を対象とした心理教育の機関における実装の課題と戦略	

実践報告部門

	所属	氏名	会員番号	主題	副題
1	東京福祉大学	佐藤 惟	8710	地域の専門職と住民による学びの場の創出に向けたアクションリサーチ	「人生会議」をテーマにした講座実践の報告
2	千葉女子専門学校	初谷 千鶴子	9619	子どもたちに自分の権利を知らせ能動性を育てる絵本の開発	絵本を活用した効果測定

ニュージーランドにおける体罰禁止法の政策形成過程

部門：研究報告部門 — 児童権利擁護団体の活動・運動に着目して —

立教大学大学院博士後期課程 4 年 末崎比呂義 (009067)

キーワード：アドボカシー、児童権利擁護団体、政策形成

1. 研究目的

現在、日本では児童虐待や子どもの貧困などが社会問題となっているが、18歳未満に選挙権は与えられておらず、このような問題に直面している子ども達は当事者であるにも関わらず、彼らの意見を制度・政策に反映させることは難しい。そこで、彼らの意見を制度・政策に反映させるためにはアドボカシーの視点から、児童権利擁護団体の役割が重要になってくるのではないかと考えられる。

ニュージーランド(以下、NZ)では、2007年5月16日に、「The Crimes (Substituted Section 59) Amendment Bill 2007」が議会で可決され、現行の刑法第59条が成立した。旧刑法第59条では、親等が、管理責任の下にある子どもに対して、懲罰を目的とした有形力を行使することを、その状況下で合理的な範囲であれば、正当化されると明記され、体罰が認められていた。しかし、現行刑法第59条では、有形力の行使の目的が、監護や子どもの危険行動の予防に限定された。これにより、体罰が明示的に禁止されることとなった。

2018年3月に、上述の法案の原案を議会上程したSue Bradford氏にインタビューした際、彼女は、「この体罰禁止法が成立するのに必要不可欠であった2つの事柄は、彼女がこの法律を成立させることを固く決心したことと、NGOがしっかり準備をし、上手く連携したからだ」と述べた。そして、この法案成立に向けた運動を始めたのがEPOCHという児童権利擁護団体であることにも言及した。

そこで、本研究の目的は「NZの体罰禁止法の政策形成過程を分析し、その過程で児童権利擁護団体が担った役割を明確にすること」である。

2. 研究の視点および方法

本研究における政策形成過程とは、NZで体罰が政府により問題として認識され、この政策課題に具体的に対処する政策案ができあがるまでのプロセスである。そこで、体罰が問題となった背景、体罰を政府アジェンダにのせた児童権利擁護団体の活動や運動、そしてどのような政策が立案されたのかという視点からこの政策形成過程を分析する。

研究方法は、まず体罰禁止法の政策形成過程に関わるWEBページ、ニュースレター、論文、書籍、新聞などで文献研究を行い、文献研究により明らかにされていない史実や事実関係をSue Bradford氏への半構造化面接を用いたインタビューから補足した。

3. 倫理的配慮

インタビューの際に、Sue Bradford氏には、①研究趣旨の説明、②インタビュー内容の利用についての説明、③録音の許可、④写真の使用の了解を得た。なお、インタビュー調査及び分析などにあたっては、日本社会福祉学会の「研究倫理指針」及び「研究倫理規定にもとづくガイドライン」を遵守した。また、口頭発表の当日資料に参考・引用文献の出典を明記する。

4. 研究結果

まず、NZ で体罰が問題となった背景である。旧刑法第 59 条はイングランドの慣習法を起源に持ち、NZ では子ども達は親の所有物であるという意識が根付いていた。事実、体罰禁止法成立以前において、国民の体罰容認の割合は非常に高く、それを裏付けるように、2003 年のユニセフの報告書で親からの虐待による死亡率が先進国を対象とした中で、3 番目に高かった。

次に、体罰を政府アジェンダに設定した児童権利擁護団体の活動や運動について説明する。第 1 に、国連子どもの権利委員会の活動についてである。NZ は子どもの権利条約に 1993 年に批准し、子どもの権利条約を遵守しているかどうかを子どもの権利委員会によりチェックされるようになった。委員会は、1995 年と 2000 年の条約に関するニュージーランドの報告に対して、体罰を禁止するために旧刑法第 59 条を改正するよう勧告を出した。第 2 に、Office of the Child's Commissioner(以下、OCC)の活動についてである。1989 年に設立された OCC は子どものためのオンブズマンであり、子どもの権利条約が明記する子どもの権利に体罰が矛盾するとして、旧刑法第 59 条改正法案が上程される以前から旧刑法第 59 条の改正を支持するプレスリリースを出したり、マスメディアで改正反対派と議論を交わすなどし、子どもの権利並びに子どもの権利条約の周知と理解を促進してきた。第 3 に EPOCH・NZ の活動についてである。1997 年に設立された EPOCH・NZ は OCC の取り組みをサポートするように努め、21 世紀初頭からは旧刑法第 59 条削除を目的としたキャンペーンをその主たる役割とした。1998 年と 2000 年に、旧刑法第 59 条削除に対する意見について尋ねるアンケートや削除を促す手紙を全ての議員に送った。

最後にどのような政策が立案されたのかを述べる。政府は、上述のような児童権利擁護団体の働きかけに対して、一貫して体罰の問題に対して市民啓発キャンペーンを通して解決していくという立場を取っていた。一方、Sue Bradford 氏の政策案であるが、彼女はインタビューで以下のように語っていた。「EPOCH・NZ などの複数の団体が、長年、旧刑法第 59 条改正のためのキャンペーンを行っていたが議会からの支援を得ることはできなかった。しかし、私は児童の権利擁護団体のリーダー達と親密になるにつれ、59 条改正に躊躇している労働党政権に怒りを覚え、法改正を試みることを決意した。児童の権利擁護団体がいなければ、法改正は成し遂げられなかった。」。その証拠に、2001 年の EPOCH・NZ の手紙に「緑の党は、あなた方の重要な提案の全てを強く指示いたします。私は、完全削除という重要な目標に向けて、あなた方の組織等と活動し続けることを楽しみにしています。」と返信した。そして、旧刑法第 59 条を完全に削除することを目的とする法案を 2003 年に議会へ上程した。

5. 考察

体罰禁止法成立以前においては、NZ では子ども達は親の所有物であるという意識が根付いており、国民の体罰を容認する割合が非常に高かった。それゆえ、政府は世論の支持や票を失うことを恐れ法改正を行なわなかった。しかしながら、子どもの権利条約批准を契機とし児童権利擁護団体が旧刑法第 59 条の削除を政府に働きかける様々な運動や活動を行い、これが 2003 年に議会へ上程された Sue Bradford 法案に結びついた。つまり、制度・政策に意見を反映させることが難しい子ども達を擁護するために彼らを代弁して政府に働きかけ、子ども達に不利益をもたらす制度・政策上の問題を解決することは、児童権利擁護団体のアドボカシー機能の 1 つとして非常に重要であることが NZ の事例からわかる。

研究報告部門

法人後見監督の在り方

—米における後見 NPO による財産搾取報道に学ぶ—

介護保険学び舎 越川文雄 (8427)

〔キーワード〕 自己決定権の尊重、資産分散投資、信託業法による規制導入可能性

1 研究目的

米においては高齢者虐待対策が児童虐待対策に比し大きく立ち遅れていると認識し、早急な体制整備を図る努力をしている。わが国では 2019 年児童虐待が大きな社会問題となり、法改正が図られたが、高齢者虐待の体制整備を訴える問題提起の声は起きていないようである。こうした情勢を踏まえ今後児童虐待についての比較法的な調査成果と併せ、我が国の高齢者虐待対応の問題点を洗い出す作業を進めたいと考えている。その第 1 段階として米国において近年マスコミの話題となった後見 NPO による財産搾取事例を取り上げ、これまで我が国で殆ど議論が見られなかった法人後見監督の在り方につき考察を行い、検討すべき課題抽出を試みた。

2 研究の視点および方法

2017 年閣議決定の「成年後見制度利用促進基本計画」において、「法人後見の担い手育成と活動支援の必要性」が強調された。その候補は、「社会福祉協議会、市民後見人研修修了者・親の会等を母体とする NPO 法人等」である。厚労省は、障害関係の「成年後見制度法人後見支援事業」を 2012 年度より必須事業化している。

一方、同基本計画では自己決定権の尊重が強調されており、さらに 2019 年 6 月「老後 2000 万円」問題で物議を醸した金融審議会市場ワーキング・グループ報告書「高齢社会における資産形成・管理」において、「成年後見制度における資産管理のあり方について、・・・米国のプルードント・インベスターールールの考え方なども参考にしながら、本人意思の尊重と財産保護という二つの両立を図るための方策」検討の必要性が強調された。

さらに、昨年の当部会研究報告においては、「後見人等による虐待対応に関する市町村の役割—米国高齢者虐待への取組みを参考として—」というテーマを取り上げ、高齢者に対する財産搾取防止体制整備の必要性につき問題提起をしたが、その必要性は一層高まって来ていると考えられる。こうした視点から今回はマスコミ報道を主体にインターネットで入手し得る情報を集約し、第 1 段階の問題点整理を行った。

3 倫理的配慮

本研究の実施、成果発表に当たっては「日本社会福祉学会研究倫理指針」を遵守すべく最大限の注意を行う。

4 研究結果

1 ニューメキシコ州の事例

州政府に属する「発達障害計画会議」(Developmental Disabilities Planning Council) の下に後見事務所を設け、公後見を行っている。その業務委託を受けた A 社(後見人、年金代理受取人、スペシャルニーズトラスト受託者の役割を果たすことを業とする会社)幹部 2 人が自分と家族の贅沢な生活を送るために本人、家族から数百万ドルを横領し、2017 年に被後見人の財産搾取等で起訴された。その後追加の 2 人が起訴され、いずれも既に罪を認めているが、判決日は未定である。これは、同社職員の連邦捜査機関への内部告発を契機に FBI、内国歳入庁 (IRS)、連邦保安局、復員局(退役軍人社会保障)、社会保険庁の合同調査による成果である。なお、これら連邦関連機関は、高齢者財産搾取撲滅のため協力体制を整備しつつあり、その先駆的成果である。起訴と共に裁判所より業務停止命令が出され、「連邦保安局」(U. S. Marshals Service : USMS)がその管財人、監視人となり、暫定処置として顧客 1400 人(内 176 人が被後見人)のお世話を継続すると共に他の後見サービス会社への移籍を進めた。

A 社事件が公表される数か月前に財産管理後見人と信託受託を業とする D 社が 70 人以上の顧客から 400 万ドル搾取(牧畜業投資、不動産購入等に利用)したという事件が公表された。これも FBI 等の捜査結果によるものであ

る。代表者Cは、銀行からの借入で対応を試みたが、2019年2月に12年の禁固の判決を受けた。

その判決の3週間足らず前に、A社の顧客のうち内250人を引き受けたG後見人・代理受取人サービス社が移管対象者から総計5万ドルを抜き取ったとして2019年に資産凍結され、起訴された。有罪の場合12年の禁固となると想定されている。これは、A社事件発覚後、裁判所が州の後見事務所とその業務委託先NP020社を州検査院に委託して調査した結果判明したものである。

なお、州最高裁は、2017年に地元マスコミの後見批判記事を受けて後見改革の研究委員会を設置した。その発足直後にA社事件が公となり、同年7月纏められたモデル法UGCOPAAをも参考として同年末に報告書が纏められ、州法改正等が行われた。公後見担当機関を後見事務所から他機関に変更することも検討されている。

2 ネバダ州の事例

2017年10月のニューヨーカー誌は、ネバダの後見問題についてレポートを掲載した。それによると、州の安い税金と快適な気候のため、高齢退職者のパラダイスだとの市の誘致に応じて多くの高齢者が全米から移住して来た。こうした高齢者の増加と共に後見人の需要も増え、犯罪歴や破産宣告を受けていない者は研修を受ければ簡単に後見人を業とすることが出来た。同州クラーク郡裁判所では、裁判官補Nが裁判所の「後見コミッショナー」として2005年から後見事案の審議を担当、采配を振るっていた。親族間紛争があれば、第3者後見人をあて、特に問題のP女史（後見業を営む合同会社（LLC）の代表）を人の好い素晴らしいソーシャルワーカー型の人として評価し、平均して週に1件の割で新規後見を割り当て、結果、同時に100件程度を担当させていた。彼女に対する苦情申立てが行われても、彼は却下し続けてきた。彼女中心に医療、介護等関連業者がシンジケート化し、バルトコンベア式に被後見人化を進めてきたようであるが、介護事業者担当の1人の交代を機にN夫妻の所有物を家裁の了解なしに処分したことが明確となり、2015年裁判官補Nは彼女を解任した。顧客は公後見に託された。

この解任に先立ち、N夫妻の娘から地方紙（従来から後見についての問題提起をしていた）に連絡があり、同紙は後見制度改革を求める請願書に署名するよう読者に呼びかけ、その結果、3000人を超える署名が得られた。また、彼女の解任前に地方メディアによる後見ゴッドファーザーと云われるS氏の公後見人時代の所業に関する暴露報道等がなされた（P女史等のNP0後見人は、彼のやり方を踏襲したとのことである）。それまでP女史につき苦情申し立てを断って来た「司法長官事務所」（the Office of the Nevada Attorney General）も捜査に踏み切り、ラスベガス市警と合同で行い、2017年には、2010年以降多くの被後見人の財産搾取をしたとして彼女、夫、事務所管理者及び顧問弁護士を起訴した。2019年1月にP女史に対し最大40年の禁固刑が、その他の者はより軽い刑が科された。この後引き続き、S氏起訴の憶測があったが、その動きが見られない。これに対しP女史の様な小物起訴でお茶を濁すトカゲの尻尾きりでないかとの声や地方政界の闇との関連が噂されたりしている。後見担当の裁判官補Nは、別部門に配置換えになっただけで何の処分を受けていないことについて批判の声が出ている。

前述の地方メディア暴露報道を受けて州最高裁では、2015年に委員会を設けて後見改革の検討を進めた。当初暫定組織としてスタートしたが、2017年に恒久的なものとなった。2016年に改革提言が取り纏められ、2017年に州法改正が行われた。冒頭のニューヨーカー記事は、連邦の高齢者虐待防止・訴追法（2017）成立に寄与した。なお、我が国では本事例に関連した「偽りの後見人」という番組がNHKのBS1にて2019年5月に放映された。

5 考察

米国では、後見人を信託における受託者としての位置づけを行ない、この面からの規制が行なわれる方向にあるようである。わが国では過剰規制と批判されている信託業法が存在するが、法人後見人等に対するこの参入規制・監督体制の適用、虐待防止法による対応等財産搾取防止体制整備、ボンドの導入等を検討すべきと考える。

なお、今回取り上げた事例（実態の正否は明確に把握できていないが）は、我が国で整備中の中核機関、地域連携、チーム見守り等の他、市町村申立ての在り方についても重要な問題提起をしているように思われる。

1. 研究目的

子どもは様々な人々との対話や挑戦する機会を通じて、今とこれからを考え、自らの権利の実現する力を持っている。しかし、おとなの子どもの権利に対する理解がなかなか進まない結果、子ども自身が権利を理解する機会が得られず、権利の主体となっていくことができない。

児童福祉における議論は長らく保護を主眼とした支援を構築してきた。例えば虐待等が起きてしまったとき、保護を担う専門職による支援は、子どもの命を守る上で重要な役割を担い、虐待対応に関する実践や研究はこれまで多く展開されてきている。一方で、保護を受けた子どもがその後、権利の主体として生きていくための支援について、実践において散見されるものの、児童福祉研究において理論的に十分に展開されてきているとはいえない。例えば、地域とのつながりや他機関連携に関する言及は見られるものの、それが子どもにとってどのような価値があるのか、あるいは子ども自身がどのように育とうとしているのか、しっかりと言語化されているようには見受けられない。本研究では、子どもたちが権利を具体化するための児童福祉実践の視点について、子どもの視点から提起することを目的とする。

2. 研究の視点および方法

本研究では東日本大震災で被災した子ども・若者たちの震災後から現在までの語りや取り組みを手がかりとして研究を展開している。具体的には、津波被害を受けた後、学習支援の場を利用してきた子ども・若者たちである。津波被害地域を対象とした理由は、1) 子どもたちが津波によって深刻な暮らしの変化を突きつけられ、被災当初から様々な我慢を強いられてきた、2) 公的な支援が中高生世代に対してほとんど機能を果たさなかった、3) 学習支援等市民により支援が展開されてきたためである。本研究で取り上げる子ども・若者たちは、これまで筆者らが2014年度から現在に至るまで、震災後に必要な子ども支援について、一緒に調査研究を行ってきた。

本報告では子ども・若者に対するインタビュー調査等から生成した逐語録を取り上げる。すでに逐語録は報告書として公表されている（東洋大学福祉社会開発研究センター2018）。この報告書の作成に際し、筆者は意見交換会等にファシリテーター、報告書執筆者として関わっている。

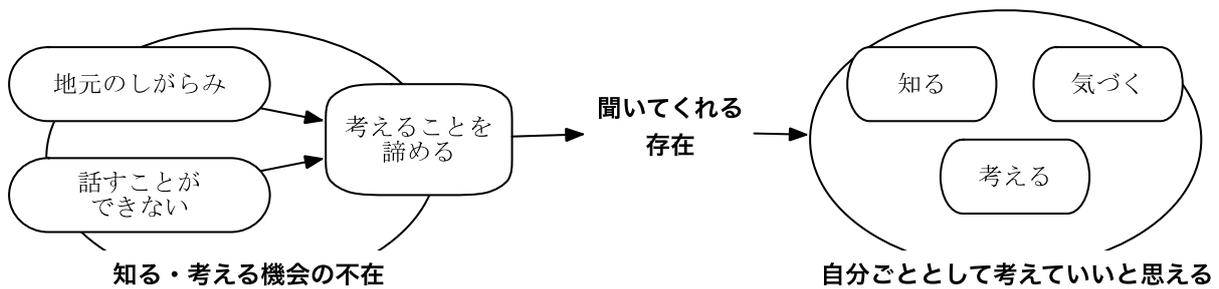
現在彼らの中には、大切な地元の復興のために、いくつかの事業を展開しながら活動している。忘れることのできない悲しい出来事から、そうした活動に取り組むようになった経過について、逐語録が取られた時期を意識しながら、テキストを分析している。具体的な方法は、時期ごとにテキストから意味内容別にコードをつけ、それをカテゴリー別に分類した。さらにカテゴリー間に物語性を持たせて構造を明らかにし、図式化することを試みた。

3. 倫理的配慮

東洋大学福祉社会デザイン研究科研究倫理委員会に対し研究倫理審査の申請を行い、許可を得て実施した。

4. 研究結果

子どもたちが震災経験を語りながら、地元の復興に関わっていきたいと考えるようになったのは、東日本大震災のことが風化していくことを防ぐためと彼らは言う。その実現方法は多様であり、様々な市民に今の想いを語りながらその方法論について少しずつ掴み取ってきている。つまり、継続的に彼らの話を聞き、一緒に考えてくれる存在がいたことが重要であった。さらに着目したいことは「話を聴いてくれるとは思わなかった」と異口同音に彼らが語っていることである。この言葉は、震災経験を言葉にすることを必ずしも家族や地域の中で許容してもらえなかったことと、そもそも市民に対して自分の話をする機会がなかったことが影響していると考えられる。彼らが語り続けることを通じて、それを聴いてきた周りの市民が気にかけてくれたこと、彼らに対するまなざしが変わってきたこと、こうした出会いが次の一歩を踏み出す機会につながることで、彼らは自分のことを考えても良いという思いを持ち、試行錯誤をしながら、復興と向き合っているのだと考えられる。



5. 考察

震災以降、市民社会において奨学金の他、交換留学など子ども自身がキャリアを考える機会や被災経験がある子ども・若者同士の交流会等が多く展開されていた。一方で、公的な支援は遺児孤児等深刻な状況に陥った状況にある子どもに対し展開されていた。現在では市民社会による支援は少なくなったが、在宅で暮らす子どもへの支援が不十分な公的部門を横目に、市民による支援が被災地では展開されていた。

約5年、筆者は彼らの語る場で時間を共にしてきた。伴走者として存在することを意識してきた。継続的に彼らと向き合う中で、言葉にする内容が変わることがあった。彼らは成長する中で、様々な人たちに出会い、震災の経験を自身の中に繰り返し繰り返し落とし込み、自分の言葉で語ってきた。そうやって、日々アップデートされていく自らの考えや遠回りをするような選択を、私たちはしっかりと受け止めることができるのか、この間、様々な形で試されていたように思う。彼らの中には、震災後の混乱期に、おとなに話を聞いてもらえない経験をしたものもいる。彼らにとって、おとなに聴いてもらい、一緒に考え続けていることは、驚きであり、彼らの自信にもつながっている。子どもが自分ごととして今とこれからの考えることができるようになっていくということが、権利の主体として育っていることにつながる。子どもにとって継続的に一緒に考えてくれる存在は、新たな挑戦のきっかけを作り出し、それを支える役割を担っている。そうした役割を担ってきたのは、被災地においては専門職というよりは、専門職ではない市民であった。児童福祉における議論はややもすれば専門職に関心を持ちやすいが、子どもたちの周りにいるおとなたち(=市民)の存在をしっかりと捉えた支援の構造を掴み、展開させていくことが子どもの権利実現に近づくのではないかと考えられる。

<参考文献>
東洋大学福祉社会開発研究センター (2018) 『震災後の子ども・若者たち 継続的支援が育てた力』

本研究は、平成26年度 厚生労働省児童福祉問題調査研究事業課題1「被災した子ども家庭を支援するためのシステム開発調査研究事業」、平成27年度 厚生労働省子ども・子育て支援推進調査研究事業課題12「東日本大震災による被災児童等に対する支援に関する研究」、平成27年度 三菱財団社会福祉事業・研究助成「東日本大震災において支援を受けてきた中高生の参加型子ども支援マニュアルの開発」、JSPS 科研費 19K02179 の助成を受けて実施しているものです。

中国の農村地域における親不在の子どもの気持ちに関する研究

～内モンゴル自治区の農村留守児童調査を手がかりにして～

研究報告部門

東洋大学大学院博士後期課程3年 麗麗（リリ）(009288)

キーワード：農村留守児童、親不在、意見表明

1. 研究目的

①研究背景

2016年2月までは、中国で農民工の問題と戸籍制度により発生している農村留守児童の問題は、農村留守児童の定義不明、公表人数の不確定、メディアの報道による命を失う事件の多発が大きな騒動を起こし、社会的な問題となった。そのため、農村留守児童人数を精密に統計し、彼らの暮らしの状況を把握し、農村地域の留守児童のより良いケアと保護を強化するため、民政部、教育部および公安部は全国的に調査を行った。「両親或いは親の片方が出稼ぎに行き、地元に残された親の片方が無監護能力の16歳未満の農村戸籍の子ども」と定義した調査結果、全農村留守児童人口は、これまでの数(6100万)の約15%に相当する902万人まで人数に限定されることになった。内モンゴル自治区¹(以下内モンゴルと略す)の農村留守児童も約2.6万人と発表された。

内モンゴルは、2000年から国の政策の一環である「生態移民」が実施され、農牧民たちは農牧地で暮らしから出稼ぎ生活を強いられるようになり、その地域の子どもたちの暮らしにも影響が出るようになり、その結果ひとり親家庭が増加している。また、中央政府が貧困地域や少数民族地域の子どもたちの通学問題を解決策として寄宿舎付学校²における実戦が長年実施されてきたが、この方法は中国の農村部教育の主流となり、農村留守児童問題の解決する重要な役割になっている。

筆者は、このような背景の内モンゴルにおける農村留守児童の実態が明らかになっておらず、先行文献も見当たらないため、出身地の内モンゴルを調査地に選定し、民族学校の農村留守児童に注目し、農村留守児童と言われている子どもたちに調査を行った。これは、中国全土における農村留守児童自身が親不在ということをどう思っているのか、いわゆる子どもの意見表明を通じて、彼らの気持ちが何に影響されることの解明に示唆を提示し、何より、内モンゴル地域にとって、農村留守児童の「生の声」や意見表明が農村留守児童政策作成に必要なものであると考えるからである。

②研究目的

本研究は、日本における自治体で行われている子ども調査項目を参考し、中国における農村留守児童にとって親の誰かが不在であることが農村留守児童の思いや気持ちにどのような影響があるのかを子ども自身の意見から明らかにすることを研究目的とする。

2. 研究視点および研究方法

筆者は、農村留守児童への調査を通して、農村留守児童である子ども自身が親の不在、出稼ぎをどう思っているのかを子どもの視点から考える。農村留守児童の「自分の気持ちの合成指標」の作成にあたっては、比較対象として日本における自治体で行われている子ども調査の中で自己肯定感に影響していると考えられて、20年余り使われている項目「自分のことが好きだ」、「自分が人から必要とされている」、「まわりの人とあまり違わないようにしている」、「誰かのために何をしてあげたい」、「社会に役立つことをしたい」の5つの質問項目を参考した。

そして、それぞれ回答を、昇順に統一し、「そう思う」から「そう思わない」まで4つの選択肢に1～4の点数をつけ、

¹ 内モンゴル自治区は、中国国土の1割以上を占める北陸に位置し、55の少数民族の一つであるモンゴル民族の自治区であり、中国政府に従属している。

² 寄宿舎付き学校：学校のある時期は、週末まで学校で勉強し、学校の寄宿舎で生活をし、週末は帰省して自宅で暮らす。

4つの回答の得点を合算し、最低0点から最高17点まで「自分の気持ちの合成指標」を作成した。得点の分布は、8点63名、10点61名をピークとした山型の分布となっている。平均値は、 $M=9.05$ となっており、 t 検定を行ったところ統計的に有意差が見られた($t=62.057$, $df=432$, $p=0.000$)。

分析にあたって、独立変数には、回答者の「基本属性」に関する変数(性別、年齢、学年)、「住まい」に関する変数(学校のある平日の住まい、寄宿舎の暮らしの有無)、「誰と同居か」に関する変数(両親と同居、片親と同居、祖父母と同居)、「親の出稼ぎ」に関する変数(出稼ぎ先を知っているか、出稼ぎの親と離れた年数、出稼ぎの親との連絡の頻度、出稼ぎの親との会える回数)とし、従属変数は「自分の気持ちの合計得点」で設定し、自分の気持ちの独立変数のどこに差が出るのかを1変量の分散分析を行った。

3. 倫理的配慮

本研究は、東洋大学大学院研究倫理規定を遵守し、東洋大学大学院倫理審査委員会の承認を得て行った。筆者は、本調査を実施する学校の許可を得て実施した。また、調査対象は未成年であるため、調査の意義と内容、子ども本人と家族(保護者)の同意書を得たうえで実施した。

4. 研究結果

筆者は、2018年6月に内モンゴルの農牧地域の民族学校である調査校である11校の439名の農村留守児童を調査対象者とし、調査票を配布し、全員分を回収することができたが、有効回答数433件、有効回答率99.32%となり、農村留守児童の親の誰かが不在によって集計し、カテゴリー化した結果は、両親非同居留守児童124名、ひとり親型留守児童208名の2種類となった。2種類の農村留守児童の気持ちを前述の独立変数の有意差がみられた項目は以下の表1のとおりである。また、「出稼ぎの親との離れた年数」、「出稼ぎの親と会える回数」が2種類の農村留守児童の気持ちに与えていると考えられ、「年数」短ほど、「回数」が多いほど気持ちの平均値が高いとは言えない。

表1 農村留守児童の分類とその気持ちの差

要因	ひとり親家庭		親子のみ家庭	
	分析結果	比較	分析結果	比較
小中学生	$F(1, 427)=9.334, P<0.01$	中学生>小学生	×	小・中学生関係なく、父子家庭>母子家庭
学校のある平日の住まい	×	×	$F(3, 424)=5.517, P<0.01$	父子家庭の場合：親と自宅、祖父母の家(父)>寄宿舎 母子家庭の場合：親戚、祖父母の家>親と自宅、祖父母(父)>寄宿舎 ありの場合、なしの場合：父子家庭>母子家庭
寄宿舎暮らしの有無	$F(1, 427)=5.869, P<0.05$ あり ($M=9.269$) >なし ($M=8.448$)	ありの場合：父同居>母同居 なしの場合：母同居>父同居	$F(2, 426)=6.39, P<0.05$ なし ($M=9.982$) >あり ($M=8.581$)	ありの場合：父子家庭 ($M=8.875$) >母子家庭 ($M=7.417$) なしの場合：父子家庭 ($M=11.500$) >母庭家庭 ($M=10.167$)
出稼ぎ先を知っているか	×	×	$F(3, 421)=3.56, P<0.05$	分からない ($M=10.602$) >わかる ($M=8.797$)
出稼ぎの親と離れた年数	$F(12, 412)=1.768, P<0.05$	1年未満、1～2年：父同居>母同居 2～3年、4～5年、6年以上：母同居>父同居	$F(6, 415)=2.41, P<0.05$	2～3年 ($M=11.598$) >6年以上 ($M=10.086$) >4～5年 ($M=8.283$) >1年未満 ($M=8.187$) >1～2年 ($M=7.763$)
出稼ぎの親と会える回数	$F(6, 412)=3.995, P<0.01$	あっていない ($M=10.873$) >7回以上 ($M=9.476$) >1～2回 ($M=8.683$) 5～6回 ($M=8.103$) >3～4回 ($M=7.443$)	$F(6, 414)=2.630, P<0.05$	あっていない ($M=12.4$) >5～6回 ($M=9.364$) 7回以上 ($M=8.209$) >1～2回 ($M=7.708$) 3～4回 ($M=6.549$)

注：* $p<0.05$ 、** $p<0.01$

5. 考察

本調査を実施した学校では農村留守児童と言われている子どもの中に両親が出稼ぎに行っていないケースもあり、これは本来農村留守児童の定義に相応しくないが、学校側がこのような子たちを少しでも支援してあげたい意識があったことを学校での確認によって明らかになった。また、農村留守児童自身が出稼ぎの親との離れた年数や親と会えることが自分の気持ちに変化を起す原因と考えているだろう。農村留守児童たちからみると寄宿舎に暮らす父同居家庭と父子家庭の農村留守児童の置かれている家庭環境が母と暮らす農村留守児童より大変な状況であることが明らかになり、寄宿舎はこのような子どもたちに安心していられる居場所になっていると考えられる。

研究報告部門

知的障害者の意思決定支援に向けた ICT 活用の現状と課題

○鶴見大学短期大学部保育科 木口恵美子 (6371)

東洋大学社会学部 小泉隆文 (8068)

東洋大学福祉社会開発研究センター客員研究員 丸山 晃 (4147)

〔キーワード〕 意思決定支援、知的障害、ICT

1. 研究目的

障害者の権利に関する条約（以下権利条約という）の批准（2014年）や、障害者基本法や障害者総合支援法に意思決定支援という文言が盛り込まれたことから、意思決定支援が障害者福祉の領域において重要な課題となっている。厚生労働省が、2017年に障害福祉サービスの事業所に向けて公表した「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」（以下ガイドラインという）は、支援をつくしても意思を読み取れない場合に、利用者の最善の利益を考えた職員による代行決定も意思決定支援に含むという考えを示している。しかし、支援をつくしたことの確認ができない状況では、本人の意思を探ろうとする支援が行われないうまま、意思決定支援という名のもとに、従来通りの職員主導の決定が行われることが懸念される。

2003年に措置制度から契約に基づく支援費制度に転換した際にはサービスの自己決定・自己選択が強調されたものの、サービスを選ぶことのできない状況や家族による選択が、半ばあたり前のように行われてきたという課題もあった。その後自立支援法を経て障害者総合支援法となり意思決定支援が重視されているが、前述のような課題がある。

2016年の相模原殺傷事件を通して、障害者やその家族が他の人と同様に生きる権利が守られていないという状況を、社会が十分に認識してこなかったことがあらためて明らかになった。

その一方で現代社会ではICT(Information and Communication Technology の略)技術の発展は目覚ましく、コンピューターで分身ロボットを操作することで仕事や社会参加することや、視線入力による車いす操作や文字入力により、移動の自由やコミュニケーションが可能になってきている。今後もICTが障害を持った人の社会参加に果たす役割は今後ますます大きくなると考えられる。本研究では知的障害者の意思決定支援のためのICT活用の可能性に向けた現状と課題について、事業所へのアンケート調査を踏まえて検討を行う。

2. 研究の視点および方法

調査目的は、障害者へのサービスのうち、訓練のサービスとして最も多く提供されている就労支援継続支援B型のサービス提供におけるICT利用に関する実態と、サービス提供者のICT利用に関する意識を明らかにすることである。

調査方法は、2018年10月時点で確認できた全国の就労支援継続支援B型提供者11,886施設の約20%にあたる2400施設を都道府県別の比例配分で割当、無作為に抽出した。調査対象となったサービス提供者へは郵送で依頼文書を送付したのち、インターネットを介した調査システムであるSurvey Monkey (Survey MonkeyはSurvey Monkey社の商標)を使用した。

調査期間は2018年11月下旬から12月下旬で、調査に回答した施設は361施設(回収率15.04%)で、その中で主な利用者が知的障害であると回答した施設は211施設(58.45%)であった。(すべての

施設が各設問に回答しているわけではないため、回答数が 211 に達していない問や回答数の合計や百分率に差が生じている。）

3. 倫理的配慮

本研究は日本社会福祉学会の研究倫理指針に基づき、匿名性と人権等について配慮し、調査実施に際して東洋大学大学院の倫理審査委員会の承認を得た。

4. 研究結果

図 1 支援場面でのタブレット端末の活用可能性

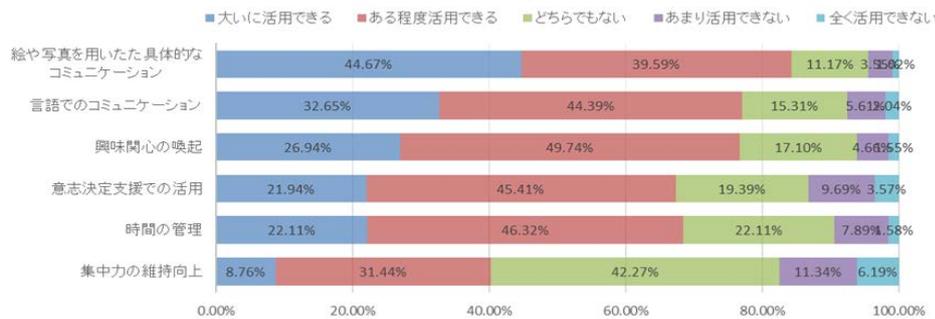


図 2 利用者支援にタブレット端末機器が活用できない理由

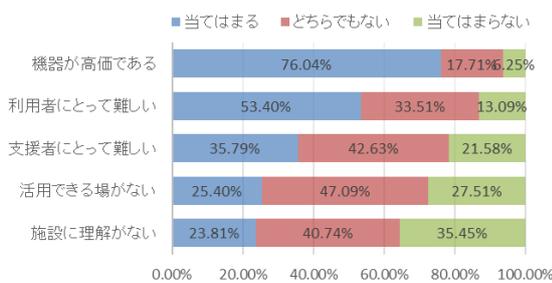
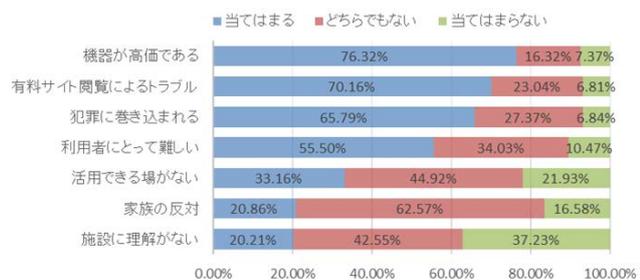


図 3 利用者自身が ICT を活用できないと思う理由



意思決定支援への ICT の活用の可能性への期待は高いが、実際にパソコンやタブレット端末を整備し、直接支援で利用している施設は少ない。施設側の理由には支援者にとって難しい、活用できる場が無い等の理由があり、利用者が ICT を活用できない理由として職員は本人の能力以上にリスクがあると考えていた。

5. 考察

支援場面への ICT 活用の可能性は高いと考えられていたが、現実には支援者にとって難しい、ICT を用いて活用できる場がないと回答した割合が一定程度あったことについて、利用者との個別の場面では ICT の活用が想像できても、実際の業務の流れの中で新たに ICT を用いる状況を、現実として想像し難いことが考えられる。職員への ICT の研修と職員が利用者一人ひとりと向き合い、関わることのできる職員体制の整備が求められる。

利用者自身が ICT 機器を活用できない理由にリスクがあることについて、実際には ICT を入手でき利用しても操作が可能で、その活用や効果が期待されても、リスクを回避するために ICT の利用が制限されることが考えられる。そのような対応は、ガイドラインにいう本人の意思決定を確認できるあらゆる工夫をしたと言えるだろうか。もちろん、ICT 以外に意思を確認する工夫の充実も必要であることは言うまでもないが、今後はリスクを回避するだけでなく、積極的に捉えて対応方法を考えていくことが、本人の意思を尊重するために必要となると考えられる。

外国人材の政策と留学生教育の課題 — 社会福祉理解とカリキュラムの検証 —

東京福祉大学 留学生教育センター 特任講師 山脇敬子 (6145)

[キーワード] 外国人留学生、介護、到達度評価

1 研究目的

2020年、少子高齢化は急速に進み合計特殊出生率は、前年90万人に届かなかった。2025年はその数倍の出生数であった団塊の世代が、後期高齢者世代に突入する。その時、日本社会は多くの問題を抱えると推測される。後期高齢者の問題は、つまるところ介護問題である。介護現場においては、人材の不足が問題となっている。建物や設備の資源があっても、人がいなければ質のよいサービスは提供されない。

このような現状を打開すべく、国は介護人材の育成、対策に政策を打ち出してきた。その一つが外国人材の活用である。現在、3つの外国人労働力の介護分野への流入制度がある。2008年の経済連携協定(Economic Partnership Agreement、EPA)と、技能実習生の制度、それに留学生の活用である。介護においては、数を満たせばいいというものでなく、社会福祉の基礎知識を身につけ、質の良いサービスを提供できる人材を育てる必要がある。したがって、大学教育や専門学校においても、社会福祉の知識を教える教育の充実が必要であると思われる。

EPA介護福祉士候補者の調査をした先行研究のいくつかをみると、言語の壁、文化の違いといったことが、外国人労働者受け入れの問題として指摘されている(伊藤、p96:2014)また、労働力としてだけでなく人間として受け入れることが必要という研究もある(安里、p93:2014)。留学生は、近隣のみならず、南アジアやウズベキスタン中央アジアなど広範囲からも来日し、従来の漢字圏の東アジアの学生だけでなく、東南アジア南アジアの学生数も多く増加している傾向がある。このように、文化や価値観の異なる留学生にどのように社会福祉を教えるか、その教育方法、カリキュラムを検討するために到達度評価を実施することにした。

2 研究の視点および方法

国の留学生30万人計画によって、現在多くの国から留学生が日本にきている。実態は、国費留学生は増えていないが、私費留学生は豊かな日本を目指し、国際労働力の移動が起こっている。少子化日本は外国人労働者に頼らざるを得ない状況になっているが、これらの留学生と共生し、異文化の留学生を我が国の労働力として育成するには、どのような教育方法が効果的なのであろうか。それを調べるため、留学生の能力を多面的に調査、カリキュラムについて検討した。

対象は、2019年度入学し、社会福祉の専門科目を登録している外国人研究生である。前年、2018年の社会福祉科目登録の留学生の分析結果では、性差はみられなかったが、地域や国による差異がみられた(山脇、2019 関東部会)そこで、今回は、同じアンケート調査を実施し、社会福祉理解がどのようにされているのか、学生の社会福祉科目の理解について、日本人学生の分析と比較して明らかにした。対象とするのは、2019年秋学期に社会福祉科目『生活の中の福祉』を学ぶAクラスの学生37名である。方法としては、南彩子がB大学で行った社会福祉専攻の「社会福祉学演習Ⅰ」の学生に行ったデータとの比較を試みた。分析に際しては、IBM SPSS22.0 for Windowsを用いた。継時変化をみるために1回目と2回目(2回とも出席した学生)に差異があるかどうか、主体的学習習慣など4分野の平均値を比較し、検証した。さらにAクラスを含む5クラスの留学生94名に、授業理解に影響を与える要因が何であるのか、その諸要因を調査した。そして、どのような教育方法が有効であるか、考察した。

3 倫理的配慮

対象とした学生には、調査の意義を説明し、アンケートに答えなくても成績には影響がないこと、留学生教育を充実す

るため、今後の教育の発展のため行うことを説明し、同意を得た。さらに調査の結果について発表したら、調査対象者には内容を知らせることなど説明した。学生がアンケートの主旨を理解し同意をしたことを認めるため、文書に署名をしてもらった。

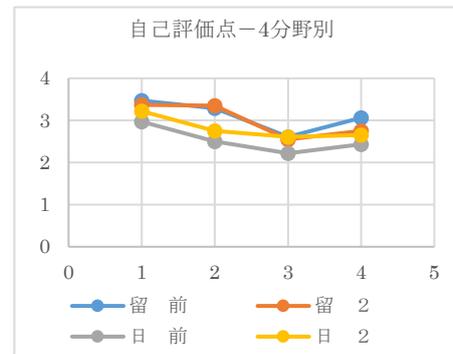
4 研究結果

日本人学生の継時変化では、1回目の自己評価より2回目が高くなり、学習の成果がみられたが、留学生の2回目の自己評価では、あまり変化がみられなかった。南の先行研究ではWilcoxonの符号付順位和検定で有意な差(N=13)があったが、留学生に関しては有意な差(N=16)は出なかった。(しかし、日本人学生より留学生の方が平均点は高かった。図1) クラス全員(37)を対象に、「日本への好感」をカイ2乗検定したところ、アセアン諸国、東アジア、南アジアの地域に差があった(p<.05)。男性と女性では、自己評価点に男性(N=26)、女性(N=11)で、有意な差があった(p<.05)。「積極的に授業に取り組む」や「コンピュータの使用」、「ネットでニュースを知る」などは男性に自己評価の点数が高かった。他クラスを含む94名を対象に「授業理解」について分析すると、影響を与える項目は、「プリントの提出」(p<.05)、「レポートを作成する能力」(p<.05)、「ボランティアの経験」(p<.05)などであった。「インターネットやケータイで調べることができる」、「ネットやTVで起こっていることを知る」、「プレゼンテーションができる」などは、有意差がなかった。

表1 到達目標別2時点での自己評価平均得点

授業	日本人			留学生		
	前評価a	2回目b	(b-a)	前評価a	2回目b	(b-a)
主体的学習習慣	2.97	3.22	0.26	3.47	3.37	-0.10
基本的学習スキル	2.50	2.97	0.47	3.29	3.35	0.06
福祉への興味・関心	2.22	2.61	0.39	2.61	2.55	-0.06
福祉に関する知識・理解	2.43	2.65	0.22	3.06	2.75	-0.31

図1



「福祉の現在の問題がわかる」(p<.01)、「ディスカッションで意見や質問をすることができる」(p<.01)、「筋道の通った主張をすることができる」(p<.05)、「将来の希望」(p<.05)などは、アジアの地域によって有意な偏りがあった。

4 考察

到達度調査の結果、前回は日本人学生と変わらず、また「主体的学習習慣」以外の3分野ではわずかに日本人学生を留学生が上回っていたが、今回の授業前と2回目の調査では学習の効果がわずかという結果になった。Aクラス学生の多くがN1~N4を所持していたが、学習の効果は出ていない。留学生は、授業前は社会福祉をやさしい科目ととらえていたが、実際講義を受けると、専門分野の理解が困難であったようである。それに自己評価の点数の停滞は、秋学期の入試や就職試験、さらにJLPTなどの資格試験に追われ自信をなくすことが原因ではないか。社会福祉を学ぶ学生に調査の結果、「プリント学習」や「レポート作成能力」といった地道な方法に効果があることがわかった。大学では、20年以上前からアクティブ・ラーニングが進められてきたが、留学生には基本的な学習方法が有効であると思われる。また、アジアの地域によって、留学のモチベーション、将来への希望が異なっていた。漢字圏や東南アジア、南アジアによって、教育内容が異なり、それに対応する必要がある。近年、政府は在留資格「介護」を創設し養成施設に2年間学ばせる、あるいは特定技能1号という制度で、介護人材の確保を進めようとしている。社会福祉や日本社会の理解に時間をかけず、従来は日本語レベルN3が必要としていたのを、特定技能1号ではN4レベルに質を落としている。どのような福祉人材を集めようとしているのか、疑問である。福祉の現場では、日本語能力だけでなく社会福祉の知識を身につけた外国人材が求められる。日本人や文化的差異への理解や、社会福祉の概念が身につくような教育内容や方法が必要である。

研究報告部門

発達障害圏の母親を対象とした解決志向型グループワークの効果検証

東洋大学 岩田 千亜紀 (008828)

[キーワード] 発達障害圏の母親、解決志向、グループワーク

1. 研究目的

母親が発達障害圏の場合、子育てのストレスが高く、育児困難を背景とする抑うつなどを発生し易くなり、ひいては不適切な子どもの養育に繋がると指摘されている。しかし、母親自身が発達障害の特性を有している場合には、従来の支援では効果が十分に発揮できない課題が浮上している。

このような背景の下、筆者はこれまで発達障害圏の母親を対象とした手記分析、インタビュー調査や支援者を対象とするアンケート調査等を実施してきた。それらの調査の結果から、発達障害圏の母親の特性、特に「ストレスへの理解」が、母親のストレスや不安の軽減に至るためのキー概念であることが明らかとなった。このようなストレスを基調とした「解決志向アプローチ (solution focused approach: SFA)」は、発達障害圏の母親に対する効果的な実践アプローチの一つとなる可能性があると考え、発達障害圏の母親を含む女性を対象とした SFA グループワークを試行的に数回実施した。その結果、SFA グループワークは短期間でより効果をもたらす可能性と、発達障害圏の母親にとって受け入れやすく参加しやすい可能性があることが示唆された。以上のような施行的な実践結果を踏まえ、発達障害圏の母親への SFA グループワークの効果を再検証することを目的として、本研究を実施した。

2. 研究の視点および方法

参加者の選定 グループワークの参加者については、当事者会等を通じて応募を行った。応募条件は、①自身が発達障害と診断されている方、またはその疑いのある方 (女性限定とする)、②0～18歳の子供を一人以上養育している方、③3回のグループワーク全てに参加できることの3つであった。その結果、最終的に6名の応募があり、6名全員が参加した。参加者の年齢範囲は33歳から47歳で、平均年齢は43.7歳であった。発達障害の診断の有無については、診断されている女性が4名 (3名がADHD、1名がASD)、疑いありが2名であった。挙児数は1～3名であり、子どもの年齢範囲は1歳から18歳で、平均年齢は11.3歳であった。家族状況と婚姻状況については、すべて配偶者 (夫) と子どもと同居中であった。

グループワークの評価方法 グループワークの評価方法については、標準化された心理尺度である「アウトカム評価尺度 (the outcome rating scale; ORS)」と「グループセッション評価尺度 (group session rating scale; G-SRS)」という簡易なツールを用いた。ORSは生活における重要な4つの領域である、個人の幸福感、対人関係での幸福感、社会的関係性、全体的な幸福感の項目によって構成された尺度である。また、G-SRSはグループワークのプロセスを測定する尺度である。ORSおよびG-SRSともに、信頼性や妥当性は十分に確立されている。なお、統計解析ソフトはIBM SPSS Statistics 25を用いた。

グループワークの実践プロセス 2019年11月・12月・2020年1月の計3回、1回2時間のグループワークを実施した。全3回とも、筆者がファシリテータを務めた。まず、第1回目ではグループワークの流れの説明、自己紹介を行った後、ORSへの記入をしてもらい、現在の状態の確認を行った。そのあと、プランニング・シートに記入してもらい、実現したい未来について考え、グループでの話し合いを実施した。第2回目では、1回目終了前に出した課題について各自に報告をもらった後に、1回目と同様、実現したい未来についてプランニング・シートに追加記入してもらい、話し合いを実施した。第3回目では、2回目終了前に出した課題について各自に報告をもらった後に、これまでの進捗を振り返り、グループワーク終了後の計画について話し合いを

実施した。最後に ORS と G-SRS に記入してもらい、グループワークの評価を行った。

3. 倫理的配慮

実施に当たっては、プライバシーの保護を厳重にすること、協力は任意であること、研究結果を公表すること、研究以外の目的で使用しないことなどを記載した研究協力依頼書を参加者に渡し、同意を得た。

4. 研究結果

アウトカム評価尺度 (ORS) の変化 右表は、グループワークの参加者によるアウトカム評価尺度 (ORS) の開始時 (第 1 回目) と終了時 (第 3 回目) の変化を示したものである。ORS の合計の平均得点は、開始時の 19.6 点 (標準偏差 6.4) から、終了時には 22.8 点 (標準偏差 4.1) と、3.2 点上回った。なお、ウィルコクソン検定を行ったところ、 $P=0.017 < 0.05$ であった。以上の結果から、SFA グループワーク実施による参加者の開始時と終了時の平均点には、統計学的に有意差があったと判断できる。

アウトカム評価尺度の変化 (n=6)				
	開始時		終了時	
	平均得点	標準偏差	平均得点	標準偏差
ORS1	4.7	1.7	5.5	1.3
ORS2	5	1.4	6.7	1.4
ORS3	5.2	2.1	4.8	1.7
ORS4	4.7	1.2	5.8	1.1
合計	19.6	6.4	22.8	4.1

グループワークの実施についての評価 グループワークの第 3 回目の最後に、グループセッション評価尺度 (G-SRS) を用いて、グループワークの評価を実施した。ここでは、全 6 項目について、全く当てはまらない場合を 1 点、とてもよく当てはまる場合を 5 点として評価してもらった。その結果、合計点の平均得点は 4.2 点 (標準偏差 0.5) であり、おおむねグループワークは参加者に高評価であった。さらに、自由記述で求めたグループワークで役立ったこととしては、「明確な目標と具体的な方法を次の会までに探すということが良かった」「目標について、自分で考えて、自分で探していくことがよかった」「はじめて当事者の方たちのグループに参加できてほっとした」「居場所ができた」「ここは、皆、発達障害があっても頑張っている。励みになる」などの意見があった。一方、改善すべき点として、「もう少し時間があるとよいように感じた」との意見もあった。

5. 考察

本研究の目的は、SFA を用いたグループワークの発達障害圏の母親への有用性を検討することである。アウトカム評価尺度 (ORS) およびグループセッション評価尺度 (G-SRS) による評価の結果から、SFA を用いたグループワークは発達障害圏の母親に対して有効であると考えられた。

結果から考察される SFA を用いたグループワークの有用性について、ここでは以下の 3 点をあげたい。第一に「当事者会」としての機能である。同じ発達障害圏の母親たちに発達障害圏の母親としての悩みなどを共感してもらえることで、参加者の安心感につながったと考えられる。第二に、「ストレングスを基盤としたアプローチ」である。専門家に依存することとは対照的に、SFA を用いたグループワークでは、母親自身が自らのストレングスを探し、目標を設定し、目標を実行する。そして、問題を解決することで、さらに新しい目標を設定し、実践するという好循環が生まれていく。第三に、「メンバー同士の相互作用」である。グループのメンバー同士で話し合いを重ねる中で、メンバー同士がお互いの頑張りに触発され、共に目標に向かってステップアップしていったことが確認できた。

今後は、発達障害圏の母親を対象とした SFA グループワークの内容や方法について改善を図りつつ、SFA グループワークのさらなる普及についても検討を行っていきたい。

(1) 研究部門

子どもの貧困と現場からの提案、国（内閣府等）の施策の経緯

－貧困の連鎖・学習支援・子どもの居場所・給付型奨学金－

江戸川学園おおたかの森専門学校非常勤講師 宮武 正明 (No.6845)

(子どもの貧困対策推進法・生活困窮者自立支援法・学習支援)

1. 研究目的 生活困窮者世帯の子どもの高校・大学就学保障の経過と意義

生活保護世帯の子どもの全日制高校進学は 1969 年から認められ、2005 年から高校就学に必要な経費は高校就学費生業扶助として支給されてきた。児童養護施設・児童自立支援施設は、1989 年から措置費に特別育成費が加算され、大半の施設で「18 歳・高校卒業までの養護」が取り組まれてきた。

さらに 2017 年度から国は、児童養護施設の子ども、生活保護・非課税の一人親家庭等低所得世帯の子どもの大学等進学の希望に答えて「給付型奨学金制度」を設けて一部施行、2020 年から施行により、成績等の縛りがあるが、高校卒業後さらに学びたい子どもを後押しするようになった。

国はなぜ生活困窮者世帯の子どもの高校・大学等就学が大切だと考えるようになったのだろうか。

ハローワークに行けばわかるが、すでに 1980 年代から中学卒業で就労可能な求人票はほとんどなくて、2017 年の文部科学省学校基本調査では「中卒女子の就職者は 1/885」885 人に一人なのである。にもかかわらず 2013 年国の調査で生活保護世帯の高校進学率は平均 89%に留まり、2013 年 6 月成立の「子どもの貧困対策推進法」は「子どもの貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率等子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策」を行うことが明記され生活保護世帯の子どもの進学率が、一般の子どもの進学率と差がなくなるように対策を行うことを求めた。国はさらに 2018 年から生活保護世帯の大学進学に一時金を支給するようになった。

そのことの意義は、福祉事務所・児童養護施設の現場や地域の福祉・教育関係者に伝えられているだろうか。貧困の連鎖を繰り返さない覚悟を各自治体は自覚しているだろうか。

2. 研究の視点および方法 生活困窮者世帯の子どもの学習支援は貧困の連鎖を防げるか、学習支援事業の経過と現状

家庭が貧しくて子どもに教育の機会を与えないことで、子どもが高校進学も就職もできないで、無職少年、ひきこもり青年になり、家庭を持っても貧困生活が続く。生活保護受給世帯で育った子どもが成人になり家庭を持った後に生活保護を受けている事例が、生活保護世帯の 25%におよぶことが分かり、貧困の連鎖と言われるようになった。このことを放置したら、生活保護世帯は増加する。

雑誌『教育』1988 年 11 月号は、「崩れゆく家庭・地域と子ども達」江戸川区のある地域の子どもの惨状と学習支援の開始を特集した。この号は、厚生省児童家庭局等にも広く読まれ、児童養護施設から中卒で社会に出ても就職先はない裏付資料ともなって、1989 年 3 月厚生労働省児童家庭局は、それまでの中卒で施設から出る指導をしてきたことを改め、「高校就学奨励」を都道府県と施設に通知している。その後、各児童養護施設は、高校卒業までの養護に力を入れるようになった。児童自立支援施設北海道家庭学校では高校生寮を設置した。

2003 年厚生労働省の社会保障審議会「生活保護のあり方に関する専門委員会」は、2008/8/7-12/15 18

再開催、中学卒業・不進学者で、成人になり生活保護を受給している者が多い実態から、高校就学は健康で文化的な最低生活保障の一つと位置づけ、高校就学を促すために生活保護費として「高校就学経費を生業扶助として支給することが、自立への手段の確保につながる」とし、2005年4月から実施された。しかし、2013年国の調査まで生活保護世帯の子どもの高校進学率は大きくは変わらなかった。生活保護世帯の子どもの多くは高校に行けないという国民の中にある固定概念、エリート意識が最近までそのまま続いた。

一方、生活保護世帯の子どもの多くは高校進学経費の心配がなくなったことで、2008年から大学に進学する者が増えた。大学進学後家庭の保護費は激減するため、授業料が払えず、大学を途中で退学し、奨学金も辞退する学生が各大学で続出し各大学の経理を困らせ、これが給付型奨学金の提案に国（内閣府）が飛びつく背景になった。

3. 本研究の倫理的配慮、

本報告は、日本社会福祉学会研究倫理指針を遵守し、紹介する学習支援事業の現場は直接訪ねて聞き取り調査し本報告について承諾を得たものに限り、事例については固有名詞は使用しない。

4. 研究結果 学習支援事業の現状、子ども達はなぜ自分の意思で通ってくるのか、子どもと家族はどう変わるのか

近年、貧困の連鎖が指摘されるなか、生活困窮者世帯の子ども達への学習支援の重要性が認知され、国の補助事業の対象として位置づけられるようになった

学習支援の取り組みは、1987年に「江戸川中3生勉強会」から始まった。生活保護世帯・低所得世帯の多い地域では、高校進学率は80%、20%の子どもは「高校進学も就職もしない・できない」低学力・不登校・非行等の悩み・不安を抱えた子ども達であった。生活保護世帯の高校不進学の子どもの多くを対象に福祉事務所で夜間に当初4人のケースワーカーにより開催。勉強をあきらめていたこれらの多くの子ども達が勉強会に来た。そのため多くの職場のケースワーカーや区職員、さらに学生ボランティアに協力を求めて、32年後の今日まで続けられてきた。学習支援に子ども達はなぜ自分の意思で通ってくるのか、子どもと家族はどう変わるのかについては当日に報告したい。

学習支援の先進自治体の一つ、埼玉県は、2019年3月県全体の高校進学率が99.1%に上がった。県内100カ所で学習支援を行い、生活保護世帯の児童中3生600名、計2000名が学習支援に通い、ほとんどの子どもが高校進学を決めた。生活保護世帯の高校進学率は推定88%まで一般世帯の高校進学率の格差を縮めたのである。

学習支援の先進自治体の一つ、江戸川区では、福祉事務所ケースワーカーの専門性を長く認めず、3年で異動のなかで、ケースワーカーによる中3生勉強会が32年続いた結果、区役所の多くの公務員がワーカー経験、学習支援ボランティア経験者となって、その一人が2019年4月江戸川区長になった。学習支援を学習塾に丸投げしている自治体も多いが、学習支援は自治体職員を育てる宝の山であることを知って取り組んでほしい。

近年、貧困の連鎖が指摘されるなか、生活困窮者世帯の子ども達への学習支援の重要性が認知され、国の補助事業の対象となり、各自治体で実施されるようになってきている。生活困窮者世帯の子どもの学習支援はなぜ必要なのか、子どもと家族はどう変わるのか、貧困の連鎖を防ぐ効果を多くの人が知ってほしい。

萌芽的研究報告部門

「クライアントの判断能力の程度に応じた自己決定」についての考察

バイステックの4文献の比較を通して

○神奈川県立保健福祉大学大学院博士前期課程 打越 友実 (009370)

神奈川県立保健福祉大学 新保 幸男 (1599)

[キーワード] 自己決定、バイステック、ソーシャルワーク

1. 研究目的

日本の先行研究において、自己決定論は、自己決定能力を開発・発露させることによって個人の尊厳を具象化する理論であるため、自己決定することができない判断能力の不十分な者を排除する危険性がある、と指摘されている。本研究では、バイステックの自己決定論のうち、「クライアントの能力から生じる自己決定の制限」の定義を正確に把握することで、この問いに対する回答を得ることを目的とする。

2. 研究の視点及び方法

本研究は、バイステックを中心とした文献研究である。研究対象とした4つの文献のうち、日本で和訳されているものは、援助関係の7原則について論じられた文献3のみである。本研究では、文献3に加えて、自己決定をテーマとしたバイステックの博士論文(文献1)、博士論文を要約した内容で雑誌投稿された論文(文献2)、自己決定に関する50年間の歴史をまとめた書籍(文献4)を参照し、各文献の関係性や自己決定の定義内容の変遷を明らかにする。詳細な表現の相違に着目することで、和訳された文献だけでは読み取れない意図を考察する。

3. 倫理的配慮

「一般財団法人日本社会福祉学会研究倫理指針」の規定に沿って実施する。

4. 研究結果

文献3では、自己決定は援助関係を構成する一部として位置づけられているが、他の文献では、50年にわたる自己決定の文献を分析し、「自己決定」を定義することに注力していたことがわかった。バイステックにとって「人間の自由」とそれに基づく「自己決定」は、「人間の尊厳」というソーシャルワークの最高の価値を具現化するための重要な概念であった。「1950年時点の自己決定の定義」は文献1から4のすべてに掲載されており、本研究では、そのうち「クライアントの能力から生じる自己決定の制限」の項目について内容を比較した。「クライアントの能力から生じる自己決定の制限」は、文献1と4において「クライアントが自由を建設的に行使するための一時的な能力不足から生じる制限」と示されていた。また、文献1・2・4では、一時的な能力不足の状態に応じて、情報提供のみで済む人からワーカーが積極的に責任を共有すべき人がおり、適宜対応を変化させることの必要性について、文献3よりも詳細に例示されていた。

5. 考察

「クライアントの能力から生じる自己決定の制限」とは、「判断能力が一時的に低下しているクライアントは、健全な自己決定を下すことができないため、その時点での自由な自己決定を制限する必要がある」ことを示すものである。すなわち、「能力が不十分な状態にある場合、クライアントが適切に自己決定できるように配慮すべき事項」を示したものであると言える。バイステックは、自己決定能力の発達の可能性の有無によって、自己決定の原則を適用できるか否かの境界を設定するのではなく、個々の能力の限界を適切に理解する必要性を主張していた。バイステックの自己決定論は、能力の不十分な者を排除するものではなく、他者による代理決定等が必要な状況となる直前まで、可能な限り自己決定を尊重することを目指す理論であると説明できる。

萌芽的研究報告部門

ひきこもり経験に関するケース・コントロール研究

—中学校時のライフスタイルに焦点を当てて—

○ 北海道医療大学大学院 氏名 米田政葉 (008824)

志渡晃一 (北海道医療大学・会員番号)

キーワード：ひきこもり，ライフスタイル，予防

1. 研究目的

本研究の目的は、ひきこもり経験と中学校時のライフスタイルの関連を検討することである。

2. 研究の視点および方法

本研究のデザインはケース・コントロール研究とした。北海道内のひきこもり経験者及び非経験者各45名を対象とし、2018年4月から2019年11月に他記式質問紙を用いた面接調査を実施した。調査項目は、基本属性6項目、中学校時のライフスタイル11項目他とした。目的変数をひきこもり経験、説明変数を他の変数とし単変量解析として条件付きロジスティック(強制投入法)を実施した。

3. 倫理的配慮

本研究は北海道医療大学看護福祉学部・看護福祉学研究科倫理委員会の承認を得て実施した(承認番号：16N040039)。

4. 研究結果

1) 対象の基本属性

基本属性を見ると性別は男性29名(64.4%)、女性16名(35.6%)であり、平均年齢はケース群30.5±7.7歳、コントロール群30.1±7.2歳であった。平均ひきこもり初回年齢は17.7±6.1歳、平均通算ひきこもり期間は6.0±5.3年であった。

2) ひきこもり経験と小学校時のライフスタイルの関連

ひきこもり経験と小学校時のライフスタイルの関連について有意な関連がみられたのは、「朝決まった時間に起きられなかった」(OR=5.00, 95% C.I. =1.44-17.28), 「昼夜逆転の生活をしてきた」(3.50, 1.15-10.64), 「食事の際栄養バランスが取れていなかった」(4.50, 1.52-13.30), 「悩みが人より多かった」(2.29, 1.16-7.39), 「家族と食事をする回数が1日0~1食であった」(2.31, 1.00-5.34)の5項目であった。

5. 考察

本研究の結果、中学校時代の睡眠習慣や食習慣が不良であり、人より悩みが人より多いと感じていることがひきこもりの発生に影響することが示された。また、これまであまり指摘されていない孤食傾向との関連がみられたのは非常に興味深い結果である。小中学生における共食が精神的健康に影響することが指摘(小西・黒川 2003)されていることから詳細に検討を行う必要があると考える。

本研究の有効性は、ケース・コントロール研究を実施し、エビデンスレベルの高いひきこもり予防に向けた知見を得たことである。今後、性・ひきこもり開始時期別等の検討を行うことが課題である。

萌芽的研究報告部門

ソーシャルワーク専門職としての社会福祉士のあり方と養成に関する一考察

—厚生労働省社会保障審議会（福祉部会福祉人材確保専門委員会）の議論に着目して—

所属：首都大学東京大学人文科学研究科博士研究員 氏名：松村智史(009043)

[キーワード] ソーシャルワーク専門職、社会福祉士、養成

1. 研究目的

ソーシャルワーク専門職としての社会福祉士のあり方と養成を、厚生労働省社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会議事録を素材に、他の専門職と比較しつつ明らかにすることを研究目的とする。

2. 研究の視点および方法

分析の視点として、2点を用いる。1点目は、ソーシャルワーク専門職として社会福祉士の専門職性をどう考えるかということである。専門職性は、ニーズの変化等によって変わるところ、現代社会のニーズや課題の複合化・複雑化という状況において、他のケア専門職との違い（青木 2017；橋本 2019）を意識しつつ、とらえていく必要がある。2点目は、ソーシャルワーク専門職としての社会福祉士の養成・教育の観点である。高等教育の昨今の動向を踏まえつつ、その取組や課題を示すことである。全体として、専門職のあり方と養成を、車の両輪の如く一体的に機能させる上で有用な視座を提示する。

3. 倫理的配慮

「研究倫理規定」及び「研究倫理規定にもとづくガイドライン」確認、配慮（適切な引用等）をした。

4. 研究結果

まず、ニーズの複雑化・複合化や、「地域共生社会」の観点から、社会福祉士に、横断的課題の対応や、他職種と連携しつつ必要な社会資源をつなげる等の実践力あるソーシャルワーク能力が求められていることが浮かび上がった。続いて、かかる能力を養うため、現場との連携、実務家教員のニーズの高まりなど、教育のあり方や、大学と社会・地域との関係の変化も求められていることが明らかになった。

5. 研究結果

社会福祉士は他の専門職と比べ、職務の広さや、身につけるべき能力、水準等がやや不明確であった。例えば、看護師等は職務や養成段階で身につける知識・技術、水準が比較的明確で、対象者との時間的・関係性的も厳格である。一方、社会福祉士は、対象者の生活全般に広く入っていき、知識・技術や水準もやや不明確であった。しかし、ニーズの複合化や地域共生社会に向けて、他の専門職との連携等を行える実践力あるソーシャルワークが期待され、むしろ、そのことが、社会福祉士の専門職性のあり方を提示し、専門職性を高めうることが明らかになった。また、養成や大学教育との点からは、そのような分野横断的な幅広い知識・技術や、他の専門職との連携等の実践力あるソーシャルワーク力を養うため、現場との連携、実務家教員のニーズの高まりなど、教育のあり方の変化等につながる契機が示唆された。

萌芽的研究報告部門

保健医療福祉の統合ケアシステムにおける住民参加概念の変遷に関する一考察

首都大学東京 大学院博士後期課程 1年 小山 宰 (009663)

〔キーワード〕 地域包括ケアシステム, 地域共生社会, 住民参加

1. 研究目的

わが国において1980年代以降, 論じられてきた保健医療福祉の統合ケアシステムの住民参加概念について, その意味内容を整理し, さらに個人の自由の価値または共通善の価値の含意を分析視点としながら, 当該概念の変遷を考察することを本研究の目的とする。

2. 研究の視点および方法

統合ケアシステムにおける住民参加に関する困難性が指摘される中で, 住民の行動及び振る舞いを価値・思想の点から論じる動向がある。本論では, それらを踏まえ住民参加を内容の点において社会参加または政治参加に分類し, さらに当該概念における個人の自由の価値または共通善の価値の含意を分析視点として文献レビューを行った。統合ケアシステムに関する論文及び報告書, 書籍に示される住民参加概念について, 2005年の地域包括ケアシステムの法制化を区切りとして, 法制化前後での住民参加概念の内容及び変遷を整理した。

3. 倫理的配慮

本研究の一連において, 日本社会福祉学会の「研究倫理規定」及び「研究倫理規定にもとづくガイドライン」に示される事項を踏まえ, 倫理的配慮を行った。特に文献レビューの実施に際し, 自説と他説の峻別に留意をした。

4. 研究結果

統合ケアシステム法制化前においては, 保健医療福祉の専門職のケアを補う社会参加や, システム改善の為の政治参加等, 住民の自由意思や任意を含意する住民参加が論じられていた他, 統合ケアシステムに関わる計画策定への関与または社会保障費削減の期待を内包する住民参加が論じられていたことを整理した。これに対し統合ケアシステム法制化後においては, 住民の自由の価値を基調とするような社会参加及び政治参加の論考に比して, 住民を統合ケアシステムの問題抽出から計画策定の主体, または支援の提供者として位置づける共通善の価値を含意する住民参加が主として論じられる傾向があった。

5. 考察

統合ケアシステム法制化後における住民参加概念が共通善の価値を含意する傾向にあること背景には, 社会参加について, ケアの生活モデル化及び財政制約厳格化の影響が考えられ, 政治参加についてはガバナメントからガバナンスへの動向の影響があることを考察した。共通善の価値を含意する住民参加概念においては, 住民それぞれに共有する視点を芽生えさせ, 参加を合目的なものとしていく意義が考えられるが, 一方で住民の自由な発意に基づく社会参加やシステム改善のための政治参加が見えづらくなることの問題点を指摘した。

萌芽的研究部門

知的障害者の地域移行・地域定着支援におけるプログラム理論の検討 —文献レビューと GP 事例調査による暫定版プログラム理論の作成—

群馬医療福祉大学 新藤 健太 (8608)

川端奈津子 (群馬医療福祉大学・8926), 藤本優 (大妻女子大学・8935),

吉澤幸 (群馬医療福祉大学・申請中), 吉田美玖 (日本社会事業大学大学院博士前期課程・申請中)

〔キーワード〕 知的障害者の地域移行・定着支援, プログラム評価, プログラム理論

1. 研究目的

本研究は、知的障害者の地域移行支援・地域定着支援における効果的なプログラムモデル（以下、効果モデル）の構築を目的としている。

とりわけ、本報告においては効果モデルの設計図に該当するプログラム理論の作成に焦点をおいて報告する¹。

2. 研究の視点および方法

プログラム評価では、効果モデルの設計図を「プログラム理論（インパクト理論・プロセス理論）」として可視化し、整理する（Rossi et al. 2004；大島ら 2019）。本研究においては、知的障害者の地域移行支援・地域定着支援に関する実証的な先行研究を読み込み、分析するとともに、この分野における国内の先進的・効果的な実践事例（GP 事例）を対象にした訪問聴き取り調査を実施することで、プログラム理論の作成を行った。

3. 倫理的配慮

本研究は、「群馬医療福祉大学研究倫理委員会」の承認を得て行った。

4. 研究結果

文献レビューと GP 事例調査の結果を通して「知的障害者の地域生活が継続することで知的障害者が満足した（QOL の高い）生活を送る」をプログラムゴールに設定したアウトカムの設計図である「インパクト理論」、家族・知的障害者本人・施設職員・地域（社会）それぞれへの働きかけを規定した「プロセス理論（サービス利用計画）」、これらの働きかけを実践するためのプログラム実施体制を規定した「プロセス理論（組織計画）」が作成された。

5. 考察

本研究によって、これまでに蓄積された先行研究の知見と全国の先進的・効果的な実践事例で行われる創意・工夫の取り組みが可視化された。次は、このモデルの妥当性を検証する具体的な調査研究に取り組んでいきたい。

¹ 本研究は「知的障害者の地域移行・地域定着支援における効果モデルの構築と有効性の検証（科学研究費補助金若手研究：新藤健太）」による。

参考文献：

Rossi, P. H., Lipsey, M. W. and Freeman, H. E. (2004) *Evaluation : A Systematic Approach, 7th Ed.*, Sage Publications.

(=2005, 大島巖・平岡公一・森俊夫・他訳『プログラム評価の理論と方法～システムティックな対人サービス・政策評価の実践ガイド』日本評論社)

大島巖・源由理子・山野則子・他 (2019)『実践家参画型エンパワメント評価の理論と方法～CD-TEP 法：協働による EBP 効果モデルの構築』日本評論社

萌芽的研究報告部門

知的障害者の地域移行支援における移行先地域へのアプローチに関する研究

—先行研究と先進的事例調査の分析を通じて—

○ 大妻女子大学 藤本 優 (会員番号 8935)

新藤 健太 (群馬医療福祉大学社会福祉学部・8608)、川端 奈津子 (群馬医療福祉大学社会福祉学部・8926)、
吉澤 幸 (群馬医療福祉大学社会福祉学部・申請中)、吉田 美玖 (日本社会事業大学大学院博士前期課程・申請中)

キーワード：知的障害者 地域移行 地域支援

1. 研究目的

本研究の目的は知的障害者の地域移行を促進するための移行先地域へのアプローチに必要な要因を明らかにし、その方法を考察することである。ⁱ

2. 研究の視点および方法

本研究は、国内外で発表されている知的障害者の地域移行に関する文献のレビューにより、地域移行に必要な移行先地域へのアプローチを明らかにし、国内の先進事例を訪問し、インタビュー調査を行った。

3. 倫理的配慮

本研究は、群馬医療福祉大学研究所倫理委員会の承認を受けて実施した。なお、本報告に際しては、日本社会福祉学会の研究倫理指針に基づき構成した。

4. 研究結果

本研究の結果、知的障害者の地域移行に有効な移行先地域へのアプローチには、本人の社会性の状況に合わせたものが必要であることが明らかになった。また、地域移行の準備段階、開始段階、実施段階、定着段階の各段階で必要な要因が明らかになった。

5. 考察

地域移行はそれ自体が目的ではなく、地域移行によって得られる地域生活において知的障害者の生活の質を向上することが目的である。自らの住み慣れた地域に住み続けるため、地域移行の準備段階から定着段階までの各段階での必要な要因が明らかになったことから、これらの要因を踏まえて、本人や家族への支援などと併せて、どのように一つの支援方法として知的障害者へ提供していくのかという研究に取り組む必要がある。

ⁱ 本研究は、「知的障害者の地域移行・地域定着支援における効果モデルの構築と有効性の検証（科学研究費補助金若手研究：新藤健太）」による。

萌芽的研究報告部門

日韓における高齢と障害を共に有する者の生活課題への一考察 —「あきらめ」の概念から—

目白大学人間学部人間福祉学科 金 在根 (7611)

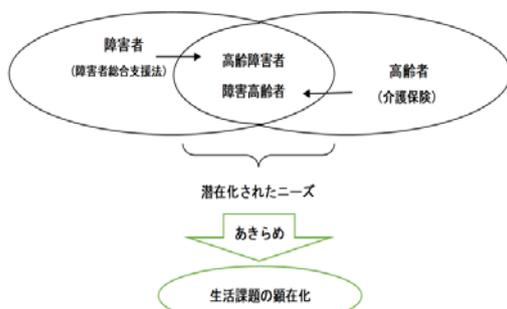
[キーワード] 高齢障害者、障害高齢者、あきらめ

1. 研究目的

日本と韓国において、高齢と障害を共に有する者（本研究では、障害者手帳を有する者が65歳を超えた場合は高齢障害者、65歳を超えた者が障害者手帳を取得した場合は障害高齢者と言う）の生活課題をどのように捉えているかを、文献を通して明らかにする。さらに、高齢障害者と障害高齢者の共通点と相違点に注目しつつ、彼らの生活課題を明らかにする概念として「あきらめ」を取り上げ、検討を行うことが目的である。

2. 研究の視点および方法

表：「あきらめ」の概念



「あきらめ」	<否定的あきらめ>	<回避的あきらめ>	<肯定的あきらめ>
特徴	物事が明らかにできない	思考停止、合理化	物事を明らかにする
機能	自己否定 (仕方なく受け入れる)	現実回避 (心が揺れ動く)	自己肯定 (意味づけを変化させる)
結果	自分を制約する	自分の心を守る	代替可能なもの生成
感情状態	挫折、絶望、悲しみ、苦しみ、空しさ、怒り	逃げ出す、内省しない	割り切る、切り替える

(筆者の博士学位論文(2015年度)「障害者の「あきらめ」の構造と介助関係に関する研究—肢体不自由者の自立生活前・後の「あきらめ」の変容に着目して—」から引用)

図：研究の枠組み

3. 倫理的配慮

本研究は、一般社団法人日本社会福祉学会の研究倫理規程及び研究倫理規定にもとづく研究ガイドラインに基づき倫理的配慮を行った。

4. 研究結果

日本では、高齢障害者・障害高齢者の用語は主に1980年代から使われているが、以前と比べて2000年代以降の研究では両者を明確に区分し、研究テーマも限定している傾向が見られる。具体的に言うと、高齢障害者を対象にした研究では、利用できる制度が障害者福祉制度から介護保険制度に移行され、サービス支給量が減少する問題に注目している。実際は、支給量の減少のみならず、利用者負担の増加や、通い慣れた施設の利用が難しい課題も指摘されており、厚生労働省は2018年から本格的に対策を講じている。障害高齢者を対象にした研究では、加齢に伴う身体や認知機能の低下によって発生する生活問題とその機能回復に注目している研究がほとんどである。

韓国では、2000年代に入って高齢障害者・障害高齢者をめぐる問題に注目した研究が多く見られる。また、その研究内容も生活の質の影響要因に関する研究から、福祉ニーズ、社会からの差別、障害受容と生活満足度の関係に関する研究など多様である。実際、日本と同じく、障害者が65歳を超えると高齢者福祉制度に移行され、障害者福祉制度のサービスが利用できなくなる。それに従って、支給量が制限され(1日最大4時間程度)、生活に困難が生じるため、障害者団体による激しい運動が続いている。

5. 考察

以上、日韓における高齢と障害を共に有する者は高齢障害者・障害高齢者に区分され、研究及び制度が取り組まれているが、中身を見ると、取り上げている生活課題は単純化されていると言える。しかし、「障害と高齢の共に有することによって複合的な困難を抱えている」という仮説を立てても、それを検証することは難しい。そこで彼らの潜在化されたニーズを顕在化する方法として「あきらめ」の概念の有効性について検討した。

萌芽的研究報告部門

中国における都市部独居女性高齢者へのインフォーマルな支援の現状 —遼寧省瀋陽市でのインタビュー調査を踏まえて—

上智大学大学院博士前期課程2年 韓詩韻

上智大学 指導教員 岡知史 (248)

[キーワード]中国遼寧省瀋陽市、独居女性高齢者、インフォーマルな支援

1、研究目的

中国においては、65歳以上の高齢者がいる世帯の中、16.4%が独居世帯になっており、そのうち女性高齢者が大半(約80%)を占めている。そのため、独居女性高齢者支援に関する研究が求められている。独居女性高齢者支援に関する先行研究は、以下の2点において不十分である。第一に独居女性高齢者は、家族、親族、友人のつながりを失って、疎遠になっていることが多い。そのためフォーマルな支援の提供だけでなく、地域社会からのケアも必要である。例えば、近隣や社区などからの支援である。しかし、独居女性高齢者支援に関する研究は、主にフォーマルな支援に集中している。第二に女性高齢者に関する研究では、農村女性高齢者の研究に比べて都市女性高齢者についての研究が少ない。したがって都市女性高齢者のインフォーマルな支援の研究が求められている。その課題について、インタビュー調査によって中国遼寧省瀋陽市における都市部独居女性高齢者に対するインフォーマルな支援の現状と不足点を明らかにすることが本研究の目的である。

2、研究の視点及び方法

2019年8月から9月にかけて瀋陽でインタビュー調査を行った。年齢、学歴以前、職業が偏らないように階層化された意図的サンプリングを用いて都市部に住んでいる独居女性高齢者6名を選んで、またトライアングレーションを行うために、異なる社区からそれぞれ2名、計4名社区の職員を対象としてインタビューガイドに基づいて半構造化インタビューを60分から120分程度実施し、ICレコーダーに記録した。

3、倫理的配慮

「日本社会福祉学会研究倫理指針」の規定に沿って実施し、対象となる高齢者が特定されないように配慮した。

4、研究結果

独居女性高齢者は、様々なインフォーマルな支援を受けていた。すなわち、社区、親族、近隣社会、(信仰者の場合)教会からの支援を受けていた。それで、以下の2点が明らかになった。第一に、社区の活動では多くの場合、高齢夫婦と一緒に参加し、独居女性高齢者一人での参加は少ない。第二に、共産党員である場合、そうではない場合と比べて、社区が行っている高齢者向けサービスについての案内が多いため、より多くの社区の活動に参加できる。この背景には、社区組織の中に共産党の組織があることがあげられる。その共産党の組織の役割は、退職した共産党員と連携して、最新の党の政策と発展方向などを住民に向けて宣伝することである。そして、共産党員である高齢者向けの旅行等のイベント、高齢者向けサービスの要望を聞くための集会などを企画している。その結果、共産党員である独居女性高齢者へのインフォーマルな支援は比較的恵まれている。

5、考察

第一に、独居女性高齢者へのインフォーマルな支援を充実させるために、独居女性高齢者の特徴に応じた対応する女性高齢者向け活動を社区主導で展開すべきである。第二に、共産党員であるかどうかによって、インフォーマルな支援の状況が異なることが明らかになった。社区組織は独居女性高齢者に密に連絡すべきであり、共産党員でない独居女性高齢者にも様々な活動についての情報を提供すべきである。さらに、党組織は彼らに対する在宅訪問を増加すべきである。

萌芽的研究報告部門

アメリカにおける「ピア従事者」の実装 (Implementation) の現状と課題

— ピアスペシャリスト文献のレビューから —

日本社会事業大学大学院博士後期課程 2年 西村聡彦 (009491)

〔キーワード〕 精神保健福祉、ピアスペシャリスト、実装

1. 研究目的

精神疾患や精神障害をもちながらその経験を活かして働くピア従事者の有効性は欧米の研究を中心に明らかにされてきた (Solomon 2004)。日本においてもピア従事者の活躍が期待されているが、その活動の広がりには十分とはいえない。日本における実践を確立するためには、ピア従事者の実装 (Implementation) の先駆けとなったアメリカの取り組みを検討することが有益であると考えた。そこでピア従事者実装の実例であるアメリカのピアスペシャリスト実践の文献レビューを行うこととした。本研究の目的は、第一にピアスペシャリスト実装の現状と課題を明らかにすること、第二にそこから日本におけるピア従事者の活動拡大のための示唆を得ることにおいた。

2. 研究の視点および方法

英文文献を中心に文献レビューを行った。PubMed 及び Web of Science で検索を行い、文献を選定した。まず、下記2つのキーワードをタイトルに含む文献を検索した。検索日は2018年7月20日であった。

① ((peer specialist) OR (peer support specialist) OR (recovery specialist) OR (recovery support specialist))

② ((ピア従事者を示す語 15種) AND ((integrat*) OR (implement*)))

次に2018年8月31日までの時点で、日本全国の公共図書館で入手が不可能なものは除外した。最後に文献の抄録から、本研究テーマに明らかに直接関係しないと考えられるものを除外した。最終的に31の文献を選定した。

3. 倫理的配慮

日本社会福祉学会の「研究倫理規定」及び「研究倫理規定にもとづくガイドライン」に準拠して研究を行った。特に差別的表現の有無については英文文献においても注意を払い、本研究では使用しないよう十分留意した。

4. 研究結果

アメリカにおける公認のピア従事者である認定ピアスペシャリストは2種類ある。一方は連邦政府の退役軍人省退役軍人医療機構が認定するものであり、もう一方は、各州政府が認定するものである。前者の連邦政府認定のピアスペシャリストは、2017年現在、1,100人程度とされる。後者の州政府認定のピアスペシャリストは2016年現在、全米で25,000人程度と推測され、認定制度をもつ州は2016年現在、41州である (Kaufman et al. 2017)。

ピアスペシャリストの精神保健サービスへの実装の課題としては、役割の明確化と職務満足度の向上を複数の文献が挙げている。こうした課題を解決する手段としては、トレーニングとスーパービジョン体制の整備が挙げられるが、そのための課題もまた存在する。すなわち現状のトレーニング体制の課題としては、時間が短いこと、内容が基礎的、一般的にすぎることが挙げられる。スーパービジョン体制の課題としては、自らもピアスペシャリストであるスーパーバイザーの配置や、ガイドライン整備の議論などがある。

実践知からのピアスペシャリストの有効性については複数の文献で報告されている。その効果に対してRCTによる科学的実証研究も進んでいるが、少なくとも系統的レビューでは結論は出ておらず、検証の途上である。

5. 考察

アメリカにおけるピアスペシャリストは数において一定規模の配置が進んでいる。またガイドラインやトレーニングマニュアルの整備による質に対する担保も図られており、実装が進んでいることが推測される。しかし年間約4千万人といわれているアメリカの精神疾患患者のニーズを満たすに十分な数と質の実装状況までは本研究では明らかにならなかった。今後さらなるピアスペシャリスト実践発展のために、EBPとしてのエビデンスを積み上げるための実証研究、そして実装に導くための実装研究が両輪として稼働することが期待されると考える。

翻って日本におけるピア従事者の実装は、アメリカと比較すると遅れを喫していると言わざるを得ない。ピアスペシャリスト研究で指摘されている実装の課題は日本にも通じるものであり、アメリカの実践を参考にピア従事者の活躍の場を一層広げていく必要がある。その一方で、日本の実情に即した独自の展開も考えられる。本研究の範囲では明示されなかったが、イギリスの文献等で提示されるコ・プロダクション (Co-production) という考え方があり、こうした理念に基づく実践の導入は、当事者と支援者が対等に手を組む真のリカバリー志向型サービス実現の上で有益となるであろうと考える。

引用文献

Kaufman, L., Kuhn, W.B. and Manser, S.S. (2017) Peer specialist training & certification programs national overview 2016. Texas Institute for Excellence in Mental Health.

Solomon, P. (2004) Peer support / peer provided services underlying processes, benefits, and critical ingredients. *Psychiatric Rehabilitation Journal*. 27(4), 392-401.

萌芽的研究報告部門

12 ステップ系セルフヘルプグループの日本における文化間適応

社会福祉振興・試験センター 長縄 洋司(009223)

[キーワード] セルフヘルプグループ、12 ステップ、文化間適応

1. 研究目的

12のステップを用いる「12ステップ系セルフヘルプグループ」のうち、Gam-Anon, GA, NAの3団体のミーティングの開催時間量が、2015年から2018年の間に約15～30%増加したことは昨年の本学会で示した通りである。一方、精神保健福祉の分野では、アルコール依存の当事者及び家族の会である「断酒会」や、精神障害者の家族会の会員減は顕著であることから、「拡大傾向にあるセルフヘルプグループの特徴」を知ることは重要である。

岡(1993)は、日本のセルフヘルプグループを異文化との関連で論じ、アメリカのパラダイムをそのまま模倣した「普遍型」の団体としてAAを、パラダイムを「日本的に」変化させた「適応型」の団体に断酒会を位置づけた。岡の分類を用いると、物質使用障害等を対象とするセルフヘルプグループ諸団体においては、かつて多くの会員を抱えた「適応型」団体の活動は縮小傾向にあり、「匿名、非組織、献金、霊性」といったアメリカの特徴を保持する「普遍型」団体の活動が活発化しつつあると整理できる。もっとも、「『普遍型』が、それでも文化変容の可能性をまぬがれない」(岡1993:79)とされるように、文化的適応なくして月に3つ前後のグループが新たに立ち上がるといった普遍型グループの持続的著増(Gam-Anon)が生じるとも考えにくい。

本研究は、増加傾向にあるNA, GA, Gam-Anonの3団体を中心に、日本における12ステップ系セルフヘルプグループが、どのような文化的適合を経て活動の継続、活発化に至ったかを明らかにすることを目的とする。

2. 研究の視点および方法

日本の12ステップ系セルフヘルプグループ、及び断酒会、禁酒同盟等の活動の歴史的経緯が記された論文、書籍等の文献を精査するとともに、増加傾向にあるGam-Anon, GA, NA3団体については、2015年以降の厚生労働省や都道府県といった公的機関による報告書、学会抄録等も確認し、文化的適合の内容について検討した。

3. 倫理的配慮

文献研究ではあるが、各団体関係者からの聞き取りや参与観察で得た情報も参考にしている。それら質的データの収集は、2015年当時に所属した東洋大学大学院福祉社会デザイン研究科の研究倫理等審査委員会の承認を得た上で実施した。また、日本社会福祉学会の「研究倫理指針」に基づく倫理的配慮も十分に行った。

4. 研究結果

日本のNAそれ自体は、2020年2月現在で歴史等に関する文献を公表していないが、関係する中間施設及びその関係者に関する文献から状況をうかがい知ることができる。それらからは、①中間施設を当事者活動の一環に位置づけ、グループと共通の人々が運営する、②非匿名性や寄付の受付など、12ステップ系セルフヘルプグループと異なる方針を採る当事者会、家族会等を別団体として組織・運営する、③メンバーのうち少数もしくは特定個人が、①や②の団体の所属として広報や対外交渉で先導役を担う、といった特徴が見いだせる。なお、日本のGA, Gam-Anonに触れた文献は数少ないが、公的機関の資料などからNAと似た特徴の存在が推察された。

5. 考察

「普遍型」団体は、必要に応じてメンバー自らが「適応型」の団体を別個に設立し、それらを用いて、“文化的適合を果たした当事者活動”を形成していると考えられる。中でも、日本社会において「勤労」が社会参加や“生きがい”として重視されること、外部資金の窓口になることなどから、中間施設の存在は大きいと思われる。

参考文献：岡知史(1993)「セルフヘルプグループと文化の問題：『普遍型』、『適応型』、『独立型』の分類」『上智大学社会福祉研究』17, pp51-79.

萌芽的研究報告部門

いじめ被害経験を有する女子学生のレジリエンス資源

—日常生活満足度と母娘関係・父娘関係に注目して—

北海道医療大学大学院博士後期課程 米田 龍大 (009312)

[キーワード] レジリエンス, 学生, 親子関係

1. 研究目的

いじめは短期的, 長期的に心身の健康に悪影響を与えることが知られている. 一方で, いじめ被害に遭いながらも適応的な状態に至る者も報告されている. 逆境に遭いながらもその後, 適応的な状態に至ることを示す概念にレジリエンス (Resilience)があり, レジリエンスの促進要因や防御要因をレジリエンス資源と言う. いじめ経験を有する学生のレジリエンス資源について, 女子学生に焦点を当てた検討は十分に行われていない. そこで本研究は, いじめ被害経験を有する女子学生のレジリエンス資源について示唆を得ることを目的として, 日常生活満足度および母娘・父娘関係について検討を行った.

2. 研究の視点および方法

2018年4月から9月に道内12の高等教育機関に所属する学生2,693名を調査し, 2,260名(87.6%)から有効回答を得た. そのうち本研究では女子学生1,428名を分析対象とした. いじめ被害経験の有無による層化後, 目的変数を抑うつ傾向 (CES-D), 説明変数を他の変数として関連を検討した. いじめ被害経験があるにもかかわらず, 現在低うつ群 (CES-D16点未満)に該当する者をレジリエンス群とした. 日常生活満足度は各項目「1. 不満」から「10. 満足」の10件法で質問し, 7点以上を「満足」, 7点未満を「普通・不満」とした. 母娘・父娘関係は各10項目の有無を質問した.

3. 倫理的配慮

本研究は日本社会学会倫理規定及びそのガイドラインを遵守して行うとともに, 北海道医療大学看護福祉学部・看護福祉学研究科倫理委員会の承認を得て行った(承認番号17N024024).

4. 研究結果

いじめ被害経験率は16.5%(236/1,428名)であった. 単変量解析の結果, 日常生活満足度との関連について, 高うつ群と比べレジリエンス群で該当率の高かった項目は「講義(ゼミ, 実習も含む)に満足している」「学校施設に満足している」「教員との関係に満足している」「同級生との関係に満足している」「学校生活全般に満足している」「家族・学校以外の友人知人との関係に満足している」「家族との関係に満足している」「私生活(学外での生活)全般に満足している」の8項目であった. 包括的項目である「学校生活全般に満足している」と「私生活(学外での生活)全般に満足している」を除く6項目で多変量解析を行った結果, 「家族との関係に満足している(OR: 4.2[95%CI1.8-9.5])」「同級生との関係に満足している(OR: 2.7[95%CI1.4-5.5])」「講義(ゼミ, 実習も含む)に満足している(OR: 1.9[95%CI1.0-3.5])」の3項目で有意な関連が認められた.

母娘関係では「母親が過干渉ではなかった」の1項目, 父娘関係では「父親が過保護ではなかった」の1項目でレジリエンス群の該当率が高かった.

5. 考察

家族, 同級生, 講義の満足度を高めることが, いじめ被害経験を有する学生のレジリエンス資源として関連する可能性が示唆された. 加えて母娘関係では過干渉ではないこと, 父娘関係では過保護ではないことが関連しており, 本人の主体性を支える関わりが, レジリエンス資源として有効である可能性が考えられる.

特別養子制度の目的と課題

—民法等の一部改正を受けて—

○ 公益財団法人鉄道弘済会 赤木拓人 (9134)

キーワード：特別養子、改正民法、父母の同意

1. 研究目的

2016年に児童福祉法が改正され、家庭養育原則の明確化、養子縁組里親の法定化などが行われ、附則において特別養子縁組の利用促進のあり方について検討し、適切な措置を講ずることとされた。本改正を契機として議論が行われ、最終的に2019年に民法等の一部を改正する法律が成立し、2020年4月から改正特別養子制度が施行される。本報告では、新たな制度はこれまで指摘されてきた課題を克服するものになっているのか検討を加える。

2. 研究の視点および方法

本研究はこれまで公表されてきた資料に基づいた文献研究である。法制審議会特別養子制度部会「特別養子制度の見直しに関する要綱案」や裁判例等を元に、新たな特別養子制度の変更点やその理由について整理することで、これまでの制度との違いを明確にしていく。

3. 倫理的配慮

本研究は日本社会福祉学会研究倫理指針に則って行った。

4. 研究成果

新たな特別養子制度は、その利用の促進という観点から改正がなされもので、主に3つの変更点がある。第1に、養子となる者の年齢が原則的に15歳未満、例外的には18歳未満となり、養子となる者が審判時に15歳に達している場合には、その者の同意が必要になった。第2に、審判の手続を2段階に分け、養子候補児の特別養子適格を判断する第1段階の手続きでは、養親候補者及び児童相談所長が申立てできるようになり、養親候補者が申立てた場合には児童相談所長の関与が可能となった。また、養子と養親とのマッチングを確認する第2段階の手続きは、養親候補者のみが申立てることができ、実親が関与することができなくなった。第3に、父母の同意について、同意をした日から2週間を経過すると撤回することができないとする制限を設けた。

この度の改正は、児童福祉法第3条の2という規定に沿ったものであり、「特別養子制度の利用を促進する」という観点に鑑みてもその役割を果たす効果があるものといえる。

5. 考察

新制度で、養子となる者の年齢の引き上げ、二段階の手続きの導入、父母の同意撤回制限などの変更が加えられたことは、実親家庭で暮らすことが叶わない子どもに対して、安定した養育環境を提供することにつながるものである。しかし、民法第817条の6ただし書に規定される同意不要事由については明確化されなかった。不明瞭さが指摘される本条文について、今後どのような解釈のもと判断が行われるのか注視していく必要がある。

萌芽的研究報告部門

知的障害者の地域移行支援における職員の認識に関する研究

—知的障害者の地域移行支援を促進・阻害する要因についての分析—

○ 日本社会事業大学大学院 博士前期課程1年 吉田 美玖 (申請中)

新藤 健太 (群馬医療福祉大学社会福祉学部・8608)

キーワード：知的障害者、地域移行、職員の認識

1. 研究目的

本研究の目的は、知的障害者の地域移行に関する職員の認識を促進・阻害する要因を明らかにすることとした。ⁱ

2. 研究の視点および方法

本研究は、知的障害者の地域移行に関する職員の認識を促進・阻害する要因を明らかにすることを目的とし、この分野に関する先行研究をレビューすることに加えて、全国的にも知的障害者の地域移行支援について実績のある実践現場のスタッフへのヒアリング調査を実施した。さらにこれらの調査から得られたデータを対象に内容分析を行った。

3. 倫理的配慮

本研究は、群馬医療福祉大学研究所倫理委員会の承認を受けて実施した。なお、本報告に際しては、日本社会福祉学会の研究倫理指針に基づき構成した。

4. 研究結果

地域移行に対する職員の認識を促進する要因とされるもの（以下、促進要因）は、「施設内の人間から刺激を受ける」、「職員が学び地域移行への知識を向上すること」など、6つのカテゴリに分類された。一方、地域移行に対する職員の認識を阻害する要因とされるもの（以下、阻害要因）は、「地域移行は利用者にとってもメリットが少ない」、「これまでのやり方や意識が影響する」など、9つのカテゴリに分類され、本調査では促進要因と比較して阻害要因がかなり多い割合を占めていることが明らかになった。

5. 考察

知的障害者の地域移行は、国を挙げての課題であるにも関わらず、特に入所者の障害の重さや高齢化、地域資源の不足等の要因が職員に影響し、現場レベルにおける実践の難しさを表していると考えられた。一方、促進因子の中には、「前例やエビデンスが必要だと思う」というサブカテゴリが含まれていることから、国内外の地域移行に関連する好事例を周知させ、現場レベルの実践に落とし込むことの必要性が示唆された。

ⁱ 本研究は、「知的障害者の地域移行支援・地域定着支援における効果モデルの構築と有効性の検証（科学研究費補助金若手研究：新藤健太）」の一部として行われた。

萌芽的研究部門

精神科病院における治療共同体を基盤にした効果的支援モデルの検討 —GP 事例調査における暫定版プログラム理論の作成—

群馬医療福祉大学 鈴木 秀夫 (4162)

新藤健太 (群馬医療福祉大学社会福祉学部・8608)

〔キーワード〕 治療共同体, 精神科救急入院料病棟 (スーパー救急), プログラム評価

1. 研究目的

本研究は、精神科病院において症状が重くそのために退院することができない入院患者、同じく症状が重く急性期に集中的な治療・支援が必要な精神科救急入院料病棟 (スーパー救急病棟) 患者を主な対象とした治療共同体による支援モデルに注目し、「治療共同体を基盤とした効果的な精神障害者支援モデル」の構築を目的としている。とりわけ、本報告には効果モデルの設計図となるプログラム理論 (大島ら 2019)¹の作成に焦点をおき報告する。

2. 研究の視点および方法

治療共同体とは、「患者の治療や社会復帰を目指して、患者仲間やその家族、多職種が協働する力動的なチームであり、なかでも特に患者同士が癒し合う力や患者の責任性が強調される生活共同体である」と定義される (松江 2005)。本研究では、この治療共同体による実践を行い高い成果をあげている精神科病院 A を対象とし、精神科病院 A についてまとめられた文献の分析、及び、精神科病院 A のスタッフへのインタビュー調査を実施し、効果的支援モデルの設計図に該当するプログラム理論 (インパクト理論・プロセス理論) を作成した。

3. 倫理的配慮

本研究は、「群馬医療福祉大学研究倫理委員会」の承認を得て行った。なお、本報告に際しては、日本社会福祉学会の研究倫理指針に基づき構成した。

4. 研究結果

文献の分析とインタビュー調査の結果を通して家族・精神障害者本人・地域 (社会) それぞれが達成すべきアウトカムの設計図である「インパクト理論」、インパクト理論に位置付けられたそれぞれの対象への働きかけを規定した「プロセス理論 (サービス利用計画)」、これらの働きかけを実践するためのプログラム実施体制を規定した「プロセス理論 (組織計画)」が作成された。とりわけ、プロセス理論 (サービス利用計画・組織計画) においては、ミーティング中心の治療環境の整備とそのためのグループ設定が重要であることが明らかになった。

5. 考察

本研究によって、精神科病院 A が行う効果的な実践をもとにした「治療共同体を基盤とした効果的支援モデル」の概要が明らかになった。次は、このモデルの妥当性を検証する具体的な調査研究に取り組んでいきたい。

¹ 参考文献：

松枝美智子 (2005) 「精神科超長期入院患者の社会復帰援助が成功するシステム上の要因～日本版治療共同体の実践の分析から」『福岡県立大学看護学部紀要』2, 80-91

大島巖・源由理子・山野則子・他 (2019) 『実践家参画型エンパワメント評価の理論と方法～CD-TEP 法：協働による EBP 効果モデルの構築』日本評論社

萌芽的研究報告部門

就労継続支援 B 型事業所における精神障害者【移行滞留型】が 一般就労へ移行するための支援の理論的検討

—精神障害者ケアマネジメントに心理社会的支援を導入して—

日本社会事業大学大学院博士後期課程 2 年 大原 さやか(009478)

〔キーワード〕 精神保健福祉、就労継続支援 B 型事業所、移行滞留型

1. 研究目的

障害者総合支援法下の障害福祉サービス事業所の一つである就労継続支援 B 型事業所の利用者は、「移行型」「継続型」「移行滞留型」に分けられる。中でも、移行滞留型の利用者には、本人が希望を持つ前に存在する不安や意欲の曖昧さや、利用者がどうしていききたいかという動機づけにあたる「リカバリーの根幹」(大原, 2018) に働きかけることが重要である。そのリカバリーの根幹へのアプローチ方法を海外文献にて調査し、就労継続支援 B 型事業所利用者に対するリカバリー支援モデルを形成する理論的枠組みを作成することを目的とする。

2. 研究の視点および方法

(1) 文献検索方法

Ebsco と web of science を用い、「evidence based practice & case management & mental illness」「motivation & employment & mental illness」「motivation & case management & mental illness」「psychoeducation & case management & mental illness」「motivational interviewing & mental illness」「social skills training & case management mental illness」を調べた。

(2) 文献検討の方法

検索した文献のタイトルから適切と思われた文献を中心に収集した。当該文献上、さらに詳しく調査する必要があると思われたものは、当該文献の引用文献をさらに検索し、文献収集を行った。

3. 倫理的配慮

「日本社会福祉学会倫理研究規定」と「日本福祉学会研究倫理規定にもとづく研究ガイドライン」に則り、文献調査を行った。

4. 研究結果

(1) 実践現場から想起される介入方法について

- ① 動機づけ理論～自己決定理論、トランス理論より、動機づけ面接が効果的であるとされる。
- ② 動機づけ面接～「矛盾を拡大する」「抵抗に逆らわず一緒に進む」⇒移行滞留型に適用可能。
- ③ 集団心理社会療法について～SST などの集団心理療法は、社会行動を高め、社会的状況におけるストレスや困難を減少させる
- ④ 心理社会的介入について～動機づけ面接や SST などの心理社会的介入は、効果的である
- ⑤ ケアマネジメントについて～ケアマネジメントにおいて、心理社会的な支援は必要である

(2) 介入方法に対する依拠理論について

- ① リカバリーの道について～「希望」「エンパワメント」「自己責任」「生活の中の有意義な役割」
- ② 変化のステージについて～トランス理論による前熟考期、熟考期における両価性の存在
- ③ 集団としての発達について～相互援助システムとしての集団の発達
- ④ エコシステム理論について～ストレングスモデルのケアマネジメントの依拠理論

5. 考察

- (1) 障害者ケアマネジメントに心理社会的介入を導入する必要性～利用者個人に働きかける動機づけ面接や、集団介入における SST などが活用されることで、利用者変化の可能性が示唆された。
- (2) 依拠理論を考察する必要性～リカバリーの道は、利用者の主観的な道であり、「変化のステージ」は、支援者が客観的に見た道である。集団の変化は、利用者と支援者が協働して起こす変化である。これらの変化は、個別支援計画を作成し目標を達成し、変化を起こしていく。

引用文献

大原さやか(2018). 就労継続支援 B 型事業所における一般就労につながる効果的なケアマネジメントのあり方. 日本社会事業大学修士論文

萌芽的研究報告部門

精神障害のある方の家族を対象とした心理教育の機関における実装の課題と戦略

日本社会事業大学大学院博士後期課程 仁科 雄介 (9489)

[キーワード] 家族心理教育、家族支援、実装科学

1. 研究目的

心理教育は、「精神障害やエイズなど受容しにくい問題を持つ人たちに、正しい知識や情報を心理面への十分な配慮をしながら伝え、病気や障害の結果もたらされる諸問題・諸困難に対する対処方法を修得してもらうことによって、主体的な療養生活を営めるよう援助する技法」である(浦田ら, 2004)。精神障害のある方の家族に対する心理教育(家族心理教育)は、患者本人の再発率の低下や家族の負担感の軽減などの効果が示されている。一方で、実施機関の少なさや、家族心理教育を受けた経験を持つ家族の少なさが指摘されており、多くの機関で実装の課題を抱えていると言える。そこで、本研究では、先行研究から家族心理教育の機関における実装に関する課題と、その課題を克服する戦略を整理し、実装を進める戦略のモデルを構築することを目的とする。

2. 研究の視点および方法

本研究は文献研究である。対象とする先行研究は海外における英語論文および国内における論文を対象とする。英語論文はPubMedを使用し、国内論文は医中誌を使用し、関連のある文献を選定した。その他、国内における家族心理教育の普及モデル開発に関連する科学研究費補助事業の研究報告書を追加した。

3. 倫理的配慮

本研究の実施、発表にあたっては、「日本社会福祉学会研究倫理規定」および「日本社会福祉学会研究倫理規定にもとづく研究ガイドライン」を確認し、特に文献の引用にあたっては原典に依ることを徹底した。

4. 研究結果

先行研究から、組織における「実装に向けた課題」と「実装戦略」について、各スタッフのコンピテンスに関連する「スタッフレベル」、組織全体の認識や行動に関連する「組織レベル」、実装を促進するための支援に関連する「実装支援レベル」の3つのレベルに整理された(下表)。

	実装に向けた課題	実装戦略
スタッフ レベル	家族心理教育の認識・知識・技術 (二宮ら 2009; 他) モチベーションの高いスタッフの不足 (McFarlane et al. 2003)	スタッフにとって有意義な情報提供 (McFarlane et al. 2003) 知識や技術を身につける研修の実施 (McFarlane et al. 2001; 他) 臨床家ネットワークによるモチベーション喚起 (菅原ら 2013)
組織 レベル	組織におけるコンセンサス形成が不十分 (McFarlane et al. 2003; 他) 日常業務との調整がつけられない (World Schizophrenia Fellowship 1998) 財源の裏付けが得られない(McFarlane et al. 2001)	コンセンサス形成を進めるリーダーシップ (Isett et al. 2007; 他) 利害関係者間ワークショップ (McFarlane et al. 2001) 計画の策定 (Kealey et al. 2015)
実装支援 レベル	トレーニングの不足 (Dixon et al 2001; 他)	実装のためのツールキット活用 (二宮ら 2009; 他) 継続的なコンサルテーション (Kealey et al. 2015; 他)

5. 考察

家族心理教育の実装の課題は、スタッフ、組織レベルだけでなく、個人、組織が複合的に絡み合うものもある。一方、課題を克服する戦略は、「個人やチームへのアプローチ」、「組織へのアプローチ」、「両者にまたがるアプローチ」に整理され、これらは実装科学において指摘されている戦略に共通する。実装に向けては力動の複雑さを適切にアセスメントし、個人や組織に対して介入する包括的戦略モデルの確立が求められると考える。

6. 参考文献、引用文献

- Dixon, L., McFarlane, W.R., Lefley, H. et al. (2001) Evidence-based practices for service to families of people with psychiatric disabilities. *Psychiatric Services*, 52(7), 903-910.
- Kealey, E. M., Leckman-Westin, E., Jewell, T. C., et al. (2015) Multifamily Group Psychoeducation in New York State: Implementation and Fidelity Outcomes. *Psychiatric Services*, 66(11), 1194-1999.
- McFarlane, W. R., McNary, S., Dixon, L. et al. (2001) Predictors of dissemination of family psychoeducation in community mental health centers in Maine and Illinois. *Psychiatric Services*, 52(7), 935-942.
- McFarlane, W. R., Dixon, L., Lukens, E. et al. (2003) Family psychoeducation and schizophrenia: a review of the literature. *Journal of Marital and Family Therapy*, 29(2), 223-245.
- 二宮史織, 福井里江, 費川信幸, 他 (2009) 「精神科医療機関における心理教育普及の障壁 心理教育普及研究参加施設における現状と変化」『精神障害とリハビリテーション』, 13(2), 197-203.
- 菅原明美, 中岡恵理 (2013) 「心理教育の普及とネットワークの構築をめざして: 岡山県心理教育研究会の活動から」『精神科看護』, 40(12), 27-31.
- 浦田重治郎, 池淵恵美, 大島巖, 他 (2004) 「心理教育を中心とした心理社会的援助プログラムガイドライン(暫定版)」『厚生労働省精神・神経疾患研究委託費報告書 統合失調症の治療およびリハビリテーションのガイドライン作成とその実証的研究』(主任研究者: 浦田重治郎)
- World Schizophrenia Fellowship. (1998). *World Fellowship for Schizophrenia and Allied Disorders*.

実践報告部門

地域の専門職と住民による学びの場の創出に向けたアクションリサーチ — 「人生会議」をテーマにした講座実践の報告—

○ 東京福祉大学 佐藤惟 (8710)

〔キーワード〕 地域福祉、人生会議、アクションリサーチ

1. 研究目的

高齢者が集う地域の居場所において「人生会議」（アドバンス・ケア・プランニング、ACP）に関連する学びの場を設定し、高齢者本人や家族、専門職が「最期の迎え方」に関する話し合いを進めるための契機を作り出すことを目的とした。

2. 研究の視点と方法

東京都内3自治体において、2019年7月から11月の間に各2回の「人生会議」をテーマとする講座を開催し、講座参加者には集合調査法によるアンケート調査を実施した。2回の講座プログラムはグループワークを重視したものとし、各地域で協力を仰いだ専門職と打ち合わせて決定した。講座そのものが「人生会議」の場となり得ることも想定し、地域の専門職にも広く参加を呼びかけ、それら専門職が日頃から担当している利用者にも声をかけてもらうよう依頼した。多世代での学びの場となることを目指し学生ボランティアにも参加を呼びかけた。

3. 倫理的配慮

本研究は東京福祉大学倫理・不正防止専門部会の承認を得た後に実施した（承認番号：東福大倫審 2018-12号）。

4. 研究結果

A区では第1回講座で「もしバナゲーム」を用いた入門的な内容とし、第2回講座では行政で保健施策を推進する看護師の講演を行い医療的な知識をより具体的に学べる内容とした。B区では第1回講座で地域の訪問看護師による講演、第2回講座では主任介護支援専門員らによる寸劇を取り入れ具体的な話し合いの場面がイメージしやすいよう配慮した。C区ではプレイベントとして映画上映会を開催した後、第1回講座で主任介護支援専門員が自身の祖母を看取った際の経験談を話し、第2回講座で看護学を専門とする講師による講演を取り入れた。

3自治体、計6回の講座には住民・専門職・学生等を合わせのべ247名が参加した。どの講座も和やかな雰囲気が進み各回終了後に実施したアンケート調査の満足度も高かった。特に多世代の参加を評価する声が多かった。

5. 考察

当初は講座そのものを高齢者や家族、担当専門職による「人生会議」の場とすることも想定していたが、専門職の支援を受けている利用者の参加は限られた。一方、普段交流する機会の少ない比較的元気な高齢者と専門職、学生などの若い世代がお互いの経験や思いを伝えあう貴重な場として機能した。一種のイベント的な色合いが濃くなってしまい今後様々な地域の居場所でこうした語り合いの場を展開するためには課題を残した。

本研究は損保ジャパン日本興亜福祉財団 2018年度ジェロントロジー研究助成を受けて実施した。木田正吾氏（特定非営利活動法人むすび）、大瀧頭一氏・竹澤有貴氏（以上、若松町高齢者総合相談センター）、および中田美紀氏（SOMPO ケア株式会社）との共同研究による成果の一環である。

子どもたちに自分の権利を知らせ能動性を育てる絵本の開発

絵本を活用した効果測定

キーワード：一時保護所保育、子どもの権利擁護、絵本

1. 研究目的

本研究は、「児童相談所一時保護所における保育士の幼児支援のあり方に関する研究」の部分研究である。子どもが入所してきた初めての出会いの場面から、措置が決まり、次の生活場所につなげるまでの過程で、子どもが「自分の権利を知り安心して生活する」ための道具としての絵本「だいじょうぶのえほん」を開発した。開発した絵本が、期待した効果を発揮できるのか、その有効性の検証をすることを目的とする。

2. 研究の視点及び方法

実際に絵本の読み聞かせをし、子どもの反応やその後の変化を観察し、絵本が企図通りの道具として機能しうるのか検証する。方法としては、一時保護所に依頼することは難しいため、家庭や自身に何らかの課題を抱えていると推測される保育園児を観察対象とし、対象児の変化の観察を担当保育士に依頼した。絵本の読み聞かせは担当保育士が行ない、併せて、その様子を筆者が参与観察する。(保育園3園より1名ずつ選定)

3. 倫理的配慮

まず、関係施設あて依頼文にて調査の目的を伝え、調査概要や研究概要を示した。具体的な倫理的配慮事項に関しては、保育士には承諾書を読み上げ説明し、署名をいただくことで同意を得られたと判断した。子どもの代諾については保育園保護者への周知とし、各園長を通じて、絵本の読み聞かせとその観察をする来園者があること、調査結果は完全匿名で個人のプライバシーに一切関与しない等の内容の掲示等をしてもらい、協力拒否のない児童を対象とした。本研究は、淑徳大学研究倫理審査会において承諾を得ている。(19-117)

4. 研究結果

通常の保育時間、保育室をフィールドとしたため、自由時間に、対象児と担当保育士が1対1で読みきかせる・対象児を含む関心を示した7人前後のグループで読み聞かせる・全員に読み聞かせる3通りのパターンができた。筆者の参与観察からは、主に①保育士の読んだ後を真似て文をリポートする②挿絵に疑問をもつ(男女児の排泄の違い、食べたくないって言ったら怒られるのに等)③最後の別れの場面では「かわいそう」と言う、3点を確認した。1対1の場面では見られなかったが、グループやクラス全体の読み聞かせでは、対象児も含め①から③を観ることができた。この、対象児を含めた子どもたちのリアクションは筆者の想定以上であり、絵本が就学前の子どもたちへのアプローチの道具として、その興味関心をひくことのできる道具であり、抽象的ではあるが、知る権利や意見表明する権利を理解し「だいじょうぶ」という言葉にエンパワされることが確認できた。

5. 考察

現時点で見えていることとしては、対象児だけでなく、他の園児にも利用価値があることが判明した。このことは、何らかの生活課題を抱えていると把握されている子どもだけではなく、一般家庭でもネグレクト状態にあると推測される子どもが増えていると考えられる。今後は、担当保育士からの質問紙調査の回答を分析し、全国児童相談所研究会で得た一時保護所職員の意見を参考に、一時保護所で、この絵本が子どもの能動性を育てることにつながるか、有効性と汎用性の確認をし、当日の報告としたい。

2019 年度一般社団法人日本社会福祉学会

関東地域ブロック研究大会抄録集

2020 年 3 月 8 日発行

〒154-8525

東京都世田谷区駒沢 1-23-1

駒澤大学第 1 研究館 1538

駒澤大学文学部社会学科社会福祉学専攻

荒井浩道研究室気付

一般社団法人日本社会福祉学会関東地域ブロック事務局

E-mail: kantobukaijimukyoku@gmail.com

※本抄録集の著作権は、
一般社団法人日本社会福祉学会関東地域ブロックに属します。